

1. 大学入学者選抜に関する最新動向

「大学入学者選抜に関する最新動向」



1. 令和4年度大学入学者選抜について

新型コロナウイルス感染症対策関係

大学入学共通テスト

試験期日

- 本試験・・・令和4年1月15日(土)、16日(日)
- 追試験・・・令和4年1月29日(土)、30日(日)
※本試験の2週間後に追試験を実施
※昨年度は、第1日程、第2日程、特例追試験の3段構えで実施

追試験の試験場設定

- 今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等を勘案した上で、秋頃を目途に判断
※昨年度は、47都道府県に設置
- ➡昨年度同様、全国47都道府県に設置 (令和3年9月14日付3文科高第646号文部科学省高等教育局長通知)

各大学の個別選抜

試験期日

- 総合型選抜・・・令和3年9月1日以降出願開始、11月1日以降合格発表
※昨年度は、9月15日以降出願開始
- 学校推薦型選抜・・・令和3年11月1日以降出願開始、12月1日以降合格発表
- 一般選抜等の学力検査を課す場合・・・令和4年2月1日～3月25日、合格発表は3月31日まで

各大学の個別選抜 (つづき)

追試験・振替受験等の要請(継続)

- 各大学に対し、追試験や振替受験を要請
※今年度は高校等の全国一斉休業は実施されていないことから、出題範囲の工夫の配慮は求めない

中止・延期等の大会や資格・検定試験への対応(継続)

- 各大学に対し、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できなかった場合において、入学志願者が不利益を被らないことや、努力のプロセスを評価することを要請

オンライン面接等における配慮事項(内容の明確化)

- オンライン面接等に関しては、(例)に示すような配慮事項等を明確化
(例) 通信環境の不具合や通信環境を整えることができない場合等の代替措置、障害者への合理的配慮 等

選抜方法等の変更への対応(新規)

- 大規模な災害の発生や、大学が所在する地域の感染状況が他地域に比して著しく深刻であるなど、当該大学で試験が実施できない場合を除き、各大学の入学者選抜要項公表(7月末)後、受験生に不利益を与える恐れのある変更は行わないこと

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対策に伴う個別学力検査の追試等の対応状況

調査結果の概要

■ 個別学力検査における追試等の対応状況（令和3年7月31日現在）

	全体 (1056大学)	国立大学 (81大学)	公立大学 (91大学)	私立大学 (595大学)	公立短期大学 (13大学)	私立短期大学 (276大学)
追試または追加の受験料を徴収せずに別日程への受験の振替を実施（①又は②）	1020大学 (96.6%)	78大学 (96.3%)	85大学 (93.4%)	574大学 (96.5%)	12大学 (92.3%)	271大学 (98.2%)
追試験を実施（①）	540大学 (51.1%)	77大学 (95.1%)	84大学 (92.3%)	228大学 (38.3%)	11大学 (84.6%)	140大学 (50.7%)
追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施（②）	797大学 (75.5%)	4大学 (4.9%)	9大学 (9.9%)	522大学 (87.7%)	5大学 (38.5%)	257大学 (93.1%)
追試験と振替を両方実施（①と②の内数）	317大学 (30.0%)	3大学 (3.7%)	8大学 (8.8%)	176大学 (29.6%)	4大学 (30.8%)	126大学 (45.7%)
検討中	25大学 (2.4%)	2大学 (2.5%)	4大学 (4.4%)	14大学 (2.4%)	1大学 (7.7%)	4大学 (1.4%)
その他	9大学 (0.9%)	1大学 (1.2%)	2大学 (2.2%)	5大学 (0.8%)	0大学 (0.0%)	1大学 (0.4%)
対応なし	2大学 (0.2%)	0大学 (0.0%)	0大学 (0.0%)	2大学 (0.3%)	0大学 (0.0%)	0大学 (0.0%)

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※大学入学共通テストの成績及び出願書類等による再選抜を行う場合も追試験に含む。

※「その他」には、数日間の実技検査を課すなど、追試験を設定することが困難である大学や受験料の返還を行う大学を計上している。

令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）

（令和3年9月14日付3文科高第642号 文部科学省高等教育局長及び高等教育局私学部長通知）

<背景>

- 令和4年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保のため、文部科学省より、各大学の個別学力検査において、昨年度に引き続き追試験の設定や、追加の受験料を徴収せずに別日程への受験の振替（以下「追試験等」という。）を要請しているところ
- 他方で、追試験等の設定により、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学の歩留まりにも影響を及ぼし、入学定員管理が通常よりも困難となることが想定

<対応>

- 各大学における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和4年度の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金については例外的な取扱いとし、令和4年度の定員超過の取扱いについては、昨年度同様、例外的な対応を実施

令和4年度の入学者のうち、追試験等に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする（収容定員超過率の扱いについては従前のとおり）

※各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学においては、入学定員管理の適正化の観点を中心に踏まえた入学者選抜を行うことが重要。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて（令和2年8月18日付け 文部科学省高等教育局長通知）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（令和2年8月18日付け 文部科学省高等教育局私学部長通知）

令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン (令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定)【概要】

1. 基本的な考え方

本ガイドラインは、**各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止**を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、**大学入試センター及び各大学が試験実施体制を整えるに当たっての望ましい内容や方法等を提示**するもの（大学入学共通テストの感染予防対策については、別途、大学入試センターが策定）

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

※赤字は昨年度からの変更箇所

大学入試センター及び各大学は、試験場において、以下に示す**3つの時点ごと**に新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための**措置をとること**

(1) 事前の準備

- ☑ 試験室数や試験室の座席間の距離の確保（1m程度）
- ☑ マスク、速乾性アルコール製剤の準備、試験室の机、椅子の消毒
- ☑ 医師、看護師等の配置
- ☑ 受験生の状況に応じた別室の確保【別紙参照】
- ☑ 試験場への入退出方法の検討（密状態の回避）
- ☑ 新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置 等

(2) 試験当日の対応

- ☑ マスク着用（**鼻と口の両方を確実に覆う**）、試験室ごとの手指消毒の義務付け
- ☑ 換気の実施（少なくとも1科目終了後ごと）
- ☑ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応（**追試験受験等の申請時に診断書の提出は必須としない**、追試験や別室での受験を提示）
- ☑ 無症状の濃厚接触者も、一定の要件を満たした場合は受験を認めることが可能【別紙参照】
- ☑ 昼食時の対応（時間を制限、自席での食事を要請）等

(3) 試験終了後

- ☑ 試験監督者等の健康観察
- ☑ 感染者がいた場合の保健所等の行政機関への協力 等

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ**受験生に要請しておくべき事項を整理**

- ☑ 医療機関の事前受診（発熱・咳等の症状のある者）
- ☑ 受験できない者*（新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅等に療養中の者、**待機期間中の入国者**）
- ☑ 体調不良の場合、追試験等の受験を検討
- ☑ 試験当日の各自検温、発熱・咳等の症状の申出、マスクの持参等
- ☑ 「新しい生活様式」等の実践
- ☑ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)等の活用 等

* 新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナウイルス ワクチン接種を受験要件としないこと

令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン (令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定)【別紙】

無症状の濃厚接触者*の大学受験について

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

■ **無症状の濃厚接触者については、以下の要件をクリアしていれば受験を認めることができること。（当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。）**

- ☑ 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

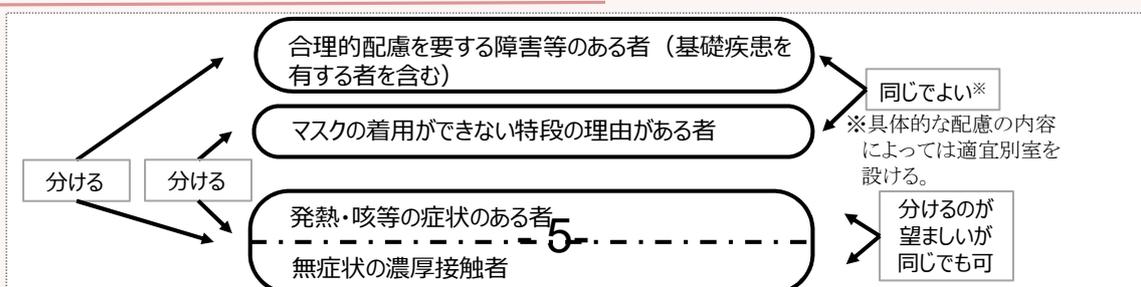
※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験

- ☑ 受験当日も無症状であること
- ☑ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- ☑ 終日、別室で受験すること

■ **併せて、試験場においては、以下の感染対策を講じること。**

- ☑ 別室まで他の受験者と接触しない動線が確保されていること
- ☑ 別室では受験者の座席間隔を2メートル以上確保すること
- ☑ 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上確保すること
- ☑ 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付け、入退室時の手指消毒を徹底すること

受験生の状況に応じた別室の確保



令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策【概要①】

本感染症対策は、令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日「大学入学者選抜協議会」決定）をベースに、大学入学共通テスト実施に当たって各大学が対応する内容を整理したもの。（令和3年9月14日大学入試センター通知）

1. 試験室の設定等

- ☑ 試験室の座席間の距離（1メートル程度）の確保
- ☑ 休養室に医師等を配置
- ☑ 保護者等の控室は原則設置しない 等

2. 各種感染症対策

- ☑ 昼食時を除きマスクの常時着用を義務付け（未所持者にはマスクを提供、常に鼻と口の両方を確実に覆うよう正しく着用、マスクを着用せずに受験希望の場合は事前に配慮申請が必要）
- ☑ 速乾性アルコール製剤等を配置し、入退室を行うごとに手指消毒を義務付け
- ☑ 1科目終了ごとに少なくとも10分程度以上換気（休憩時間中は、受験者利用ドアを可能な限り常時開放）
- ☑ 昼食時は学生食堂等の開放は行わず、他者との会話等を極力控えつつ、自席での食事を指示
- ☑ トイレ入口に導線を示し、混雑を避けた利用を促すとともに、必要に応じ試験開始時間を繰り下げ
- ☑ 試験前日に机・椅子等の消毒実施
- ☑ 主任監督者の口頭指示による飛沫対策のため、主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保 等

※青字は「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に記載のない事項。

3. 試験場入場時等の対応 ※赤字は昨年度からの変更箇所

- ☑ 入場時の混雑を避けるため、各試験場ごとに、入場開始時間の前倒しや、一定間隔の確保、複数の入口・門の使用などの工夫を行い、大学のホームページ等で周知
- ☑ 入場時の検温は実施せず、発熱・咳等の症状のある受験者は申し出るよう試験場入口に案内を掲示し、注意喚起
- ☑ 一斉退出による混雑を避けるため、退室の順番や、試験場からの退出方法等を監督者から指示 等

4. 発熱・咳等の症状を申し出た受験者への対応

- ☑ 各試験の開始前ごとに、発熱・咳等の症状の有無を監督者が確認し、症状のある者は、休養室で対応
- ☑ 休養室では医師等がチェックリスト（次頁参照）に基づき受験者の症状について確認
- ☑ チェックリストの確認項目に該当した者は、追試験を案内 ※当日の受験は認めない。
- ☑ チェックリストの確認項目に該当せず、継続受験を希望する場合は別室受験 ※別室の座席間隔は概ね2メートル以上とする。
- ☑ 感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫等により、診断書の提出が困難な場合でも、追試験の受験申請を可能とする ※申請方法は別途周知。 等

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策【概要②】

5. 無症状の濃厚接触者への対応

- ☑ 共通テストにおいても、無症状、PCR等検査（行政検査）陰性、公共交通機関不使用、別室受験により受験可能

6. 保健所等の行政機関への協力

- ☑ 試験終了後、感染が判明した受験者・監督者等がいた場合、保健所等行政機関が行う調査に協力

7. 監督者等への周知事項等

- ☑ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践
- ☑ 試験前7日間を目安に継続して体温測定を実施 ※試験当日の監督者等の体調不良に備え、大学は代替要員を確保する。
- ☑ 監督等の業務従事後、体温測定や体調観察を実施 等

8. 受験者に対する周知

- ☑ 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと
- ☑ 新型コロナウイルス罹患中の者は受験できないこと
- ☑ 試験当日は自主検温を行い、目安として37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験の受験を検討すること
- ☑ 発熱や咳等の症状のある者は、その旨監督者等に申し出ること
- ☑ 「新しい生活様式」を実践、体調管理に心がけること
- ☑ COCOAのダウンロードが望ましいこと 等

※青字は「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に記載のない事項。

【参考】

※赤字は昨年度からの変更箇所

●発熱・咳等を申し出た受験者用チェックリスト

※A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上、本チェックリストに該当する場合は、追試験を案内

※チェックリスト該当者には医療機関への受診を勧める

※受験者が持病（喘息、平熱が高めなど）があると申し出た場合は、状況により確認項目に該当しない取扱いとする

	確認項目
A	発熱の症状がある（37.5度以上）
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）
	咳の症状が続いている
	咽頭痛が続いている
	下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる
	過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある

受験生のみなさんへ

～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～

これから**大学受験を控えているみなさんが**、**新型コロナウイルス感染症の感染を最大限防止するため、次のことを心掛けてください。**

※ 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。身近に感染した人や症状のある人がいたとしてもそうした人を責めることなく、感染症から自分を守る行動を心掛けてください。

- 体調がおかしいときは外に出ない、人に会わないこと
- 自主検温を行い、体調を把握すること
- 外出は必要最小限にとどめること

外出する際に心掛けること

- 普段からマスクを着用
- 食事の際は向かい合わず、会話は最低限にすること
- こまめな石けんやアルコールによる手指消毒*1
*1 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。
- 密閉空間（複数人が集合する換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）を避けること

また、**家庭内でも次のことを心掛けてください。**

普段から心掛けること

- お互いに体調確認（発熱・咳等の症状がある場合は早めの医療機関受診）
- 家族は会食など外出先での感染リスクの高い場面をできるだけ減らすこと
- 家族での食事の際にも可能な範囲で距離を確保

体調のよくない家族がいる場合に心掛けること

- 同じ部屋での食事や睡眠をとらないような工夫をすること*2
*2 部屋を分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
- 家族での会話の際もマスクを着用
- 家庭内でもこまめな石けんやアルコールによる手指消毒
- 手で触れる共有部分（ドアの取っ手やノブ等）の消毒
- 感染が疑われる家族がいる場合、毎時2回以上の換気の確保*3
*3 風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。
- 心配かもしれませんが、受験生は感染が疑われる家族と接触しないこと

（抄）

このことについて、各大学においては、感染症対策に万全を期して9月から出願が始まる総合型選抜の準備を進めていただいていることと存じますが、改めて「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）に定める「第14 **新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等**」について、適切に対応するとともに、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定）に基づき、**新型コロナウイルス感染症への対策の徹底**をお願いします。

地方公共団体における受験生に配慮した新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の取組事例について（情報提供）

（令和3年9月14日付 各教育委員会等宛 事務連絡
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省健康局健康課予防接種室）

（抄）

生徒に対する新型コロナワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種に関しては、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種（学校集団接種）により実施する場合の留意点等を「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年6月22日付け事務連絡）によりお知らせしたところです。

その後、各地方公共団体において、高齢者、中高年に次いで幅広い層への一般接種を推進していただいている中で、**一部の地方公共団体においては**、当該地域におけるワクチン接種の進捗状況に応じて、**入学者選抜の受験を控えた中学生、高校生等**（以下「受験生」という。）**を対象に、入学者選抜の時期に配慮しつつ、優先的に接種を進める取組も見られます。**

現在、ワクチンの供給については、職域接種分も含めると、10月10日までに12歳以上の対象人口の約9割に相当する分量のワクチンが配送される予定となっています。このような状況も踏まえ、**各地方公共団体の衛生主管部局におかれては**、別添の取組も参考に、必要に応じて教育委員会や私立学校主管部課、地域の関係団体とも連携しつつ、**接種を希望する受験生へのワクチン接種の計画・実施の一助としていただくようお願いします。**

また、文部科学省においては、これまでも「大学拠点接種」として学生や教職員、地域における教育関係者等へのワクチン接種に取り組んでいる大学に対して、地域の教育委員会や学校法人から小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教職員についてワクチン接種の希望がある場合には、供給されたワクチンを有効に活用するよう協力をお願いしています。このたび、**各地方公共団体が受験生へのワクチン接種を進めるために「大学拠点接種」を実施している大学の協力を得て行いたい場合は、教育委員会や学校法人等からの申出を踏まえて対応を御検討いただくよう、文部科学省から関係大学に対して依頼することとしておりますので、別途送付する大学拠点接種会場の担当と御相談の上で、御検討いただくようお願いします。**

（抄）

同感染症については、ワクチンの接種が各地方公共団体等において進んでいるところですが、一部の地方公共団体においては、当該地域におけるワクチン接種の進捗状況に応じて、入学者選抜の受験を控えた中学生、高校生等（以下「受験生」という。）を対象に、入学者選抜の時期に配慮しつつ、優先的に接種を進める取組も見られます。

ワクチンの接種について、各地方公共団体から要請があった場合には、各大学においても御協力をいただくようお願いしているところですが、**受験生への優先的な接種を目的として、地方公共団体から、接種会場の提供や接種のための医療人材の確保等について協力の要請がなされた場合には、前向きに御検討いただくよう改めてお願いします。**

外国人入学志願者の受験機会確保の徹底について（通知）

（令和3年9月21日付 3高大振第13号 各国公私立大学長宛 高等教育局大学振興課長通知）

（抄）

渡航を伴う外国人入学者選抜を予定している大学については、外国人入学志願者の受験機会の確保に係る取組が一層徹底されるよう、下記のとおり、可能な限り、受験上の配慮を実施していただきますようお願いいたします。

記

1. 既に募集を行い、出願を開始している大学は、**入国できない入学志願者を対象に、ICTを活用したオンラインによる試験の実施などの代替措置を講じ**、受験機会を失うなどの不利益が生じないよう、工夫を行うこと。
2. また、**学力検査や小論文を受験科目として設けている場合**には、それも含めて**ICTを活用するなどの代替措置を検討**すること。その際は、**適切に不正防止策を講じる**など、公正な入学者選抜を実施すること。
※ICTを活用した試験における不正防止策の取組例：試験開始前に写真付き身分証明書を撮影させることによる本人確認や、受験場所全体を撮影させること、試験時間中はマイク機能をオン状態にしておくこと 等
3. なお、今後、**入学時も引き続き入国できない状態にある場合**には、入国可能になるまでの間、ICT等を活用した授業を行う、大学及び入学者の実情に応じ、入学時期を遅らせるなどの柔軟な措置を講じるなど、**学修の機会が確保されるための対応策をあらかじめ検討**しておくこと。

(抄)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

7) 学校等の取扱い

また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて(通知)

(令和3年10月1日付3文科高第709号 各大学長・教育委員会長等宛 高等教育局長通知)

(抄)

生徒が新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかと懸念や不安等が生じないよう、各高等学校等が作成する調査書の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、令和4年度大学入学者選抜の実施に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1 調査書を作成する高等学校等における取扱い

- (1) 今後、高等学校等において作成する調査書について、出欠の記録に関する記載事項のうち「出席停止・忌引き等の日数」は、記載をしないこと。「出席停止・忌引き等の日数」が推測できる「授業日数」も同様に記載しないこと。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合や、既に調査書を作成し、志願者本人に発行している場合などで、新たな調査書の作成、発行に相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法による調査書を作成、利用することもやむを得ないこと。
- (2) 別添の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて(通知)」(令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知)により、指導要録の「出欠の記録」の「備考欄」にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考欄」にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載すること。

2 調査書を入学者選抜に活用する大学における取扱い

- (1) 大学においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により「出席日数」、「特別活動の記録」、「指導上参考となる諸事項」の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにすること。
- (2) 上記1のとおり、それぞれの高等学校等や所在する地域の状況によって、調査書の記載方法が必ずしも統一されていないことが予想されることから、「授業日数」、「出席停止・忌引き等の日数」等の記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにすること。

2. 大学入学者選抜改革の検討経緯について

「高大接続改革」の必要性

- 国際化、情報化の急速な進展
↓
社会構造も急速に、かつ大きく変革。
- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした)
思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度



大学入試改革について

教育再生実行会議第四次提言

「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」 (平成25年10月31日)

大学入学者選抜は、高等学校教育を基盤として、各大学のアドミッションポリシーの下、能力・意欲・適性を見極め、大学での教育に円滑につなげていくことが必要。このため、大学入試のみを問題にするのではなく、**高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方について、一体的な改革を行う必要**

多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

大学入学者選抜は、各大学のアドミッションポリシーに基づき、能力・意欲・適性や活動歴を**多面的・総合的に評価・判定するものに転換**

達成度テスト（発展レベル）（仮称）の導入

国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のための**新たな試験を導入**。**外国語等の外部検定試験の活用を検討**

文部科学省における主な取組

- ◆中央教育審議会答申（平成26年12月）、高大接続システム改革会議最終報告（平成28年3月）等に沿って、大学入学者選抜の改革を推進
- ◆受験生の「学力の3要素」*について、**多面的・総合的に評価する入試に転換**
*：①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力 ③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

●大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月13日）

- 知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、**思考力・判断力・表現力を中心に評価**
- 「国語」、「数学I」、「数学I・数学A」については、マークシート式問題に加え、**記述式問題を出題**
- 英語の「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、**共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用**

マーク式問題の工夫・改善

記述式問題について指摘された主な課題

- ①質の高い採点者の確保
- ②正確な採点
- ③採点結果と自己採点の不一致 など

英語成績提供システムについて指摘された主な課題

- ①受験に係る地域的事業や経済的に困難な者への対応
- ②障害のある受験者への配慮
- ③異なる試験を活用することの公平性 など

令和元年11月・12月 安心して受験できる配慮などの準備状況が十分ではないことから、共通テストにおける英語成績提供システム・記述式問題の**導入見送り**を発表

●大学入試のあり方に関する検討会議

令和元年12月27日 設置 → 英語4技能評価や記述式出題を含めた**大学入試のあり方について改めて検討**

令和3年7月8日 提言 **記述式問題の出題や総合的な英語力の評価について、共通テストの枠組みへ導入するのではなく、各大学の個別試験においてその取組を推進**

※ 令和3年7月30日付けで、大学入学共通テスト実施方針を正式に廃止

大学入試のあり方に関する検討会議（検討経緯）

1. 趣旨

「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式に係る今般の一連の経過を踏まえ、大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 英語4技能評価のあり方
- (2) 記述式出題のあり方
- (3) 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮
- (4) その他大学入試の望ましいあり方（ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入試）

3. 委員構成（有識者委員11名、団体代表委員7名）※次ページの委員名簿参照

- ・大学入試や高等教育政策、国語・数学・英語の教科教育や学習評価、特別支援教育、子どもの貧困対策等の専門家を含む有識者委員
- ・国公立大学、公立高等学校、私立高等学校PTAの団体代表委員
- ・大学入試センター理事長がオブザーバー

4. 審議経過

令和2年1月の初回以来、計28回実施（月2回ペース）

- ・外部有識者からのヒアリング（現役高校生・大学生、現職教員を含む様々な立場の有識者39名から意見聴取）
 - ・選抜区分ごとの詳細な大学入試実態調査（令和2年7～9月実施、計48,843選抜区分）の結果を踏まえた議論
 - ・全大学・全学部へのアンケート調査（令和2年7～9月実施、回収数：719大学、2,338学部）の結果を踏まえた議論
 - ・会議は公開で行うとともに、広く国民からWebによる意見募集を実施（令和2年8～9月実施、669件の意見）
 - ・外部弁護士の協力も得て、過去の検討経緯を整理・検証。そこから得られる教訓を基に大学入学者選抜に係る意思決定のあり方を議論
- * 施策の実施状況のフォローアップの必要性、意思決定のあり方~~1-2~~された諸観点について、広く他の施策においても生かされることを求める旨言及

【有識者委員】 11名

- 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長
- 川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長（特任教授（常勤））
- 齋木 尚子 東京大学公共政策大学院客員教授
- 穴戸 和成 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
- 島田 康行 筑波大学人文社会系教授
- 清水 美憲 筑波大学大学院教育学学位プログラムリーダー
- 末富 芳 日本大学文理学部教授
- 益戸 正樹 UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役
- ◎三島 良直 国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長、東京工業大学名誉教授・前学長
- 両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授
- 渡部 良典 上智大学言語科学研究科教授

【団体代表委員】 7名

- 岡 正朗 山口大学学長、一般社団法人国立大学協会入試委員会委員長
- 小林 弘祐 学校法人北里研究所理事長、日本私立大学協会常務理事
- 芝井 敬司 学校法人関西大学理事長、一般社団法人日本私立大学連盟常務理事
- 柴田洋三郎 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事
- 萩原 聡 東京都立西高等学校長、全国高等学校長協会会長
- 牧田 和樹 一般社団法人全国高等学校PTA連合会顧問
- 吉田 晋 学校法人富士見丘学園理事長・富士見丘中学高等学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長

【オブザーバー】

- 山本 廣基 独立行政法人大学入試センター理事長

第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性

1. 大学入学者選抜に求められる原則

原則① 当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定

- ・各大学が主体的に実施 ・一定のルールをガイドラインとして定めることも重要
- ・卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針と連動した入学者受入れの方針の策定の必要性
- ※選抜という視点に加え、大学と入学者との望ましいマッチングを図る視点も重要

原則② 受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保

- ・同一選抜区分での公平な条件での選抜、入試情報の公表（形式的公平性の確保）
- ※同一日・同一試験問題による選抜のみでなく、明確な選抜基準の下、多様な選抜資料を活用することを含む
- ・地理的・経済的条件、障害のある受験者への合理的配慮 等（実質的公平性の追求）

原則③ 高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

- ・高大の円滑な接続（生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の涵養を目指す教育改革に資する選抜）
- ・入学志願者への教育上の配慮（教科・科目等を変更する場合は2年程度前の告知の必要性、入試日程等の遵守）

2. これまでの教訓を踏まえた大学入学者選抜の改善に係る意思決定のあり方

- (1) 議論の透明性、データやエビデンスの重視、多様な意見聴取
- (2) 実現可能性の確認、工程の柔軟な見直し
- (3) 高等学校教育から大学教育までの全体を視野に入れた検討の必要性

3. コロナ禍での大学入学者選抜をめぐる状況変化

- (1) 大学入学共通テストの重要性の高まり（セーフティネット）
- (2) 面接試験等におけるオンライン化の進展
- (3) 緊急時に入試日程等を協議する仕組みの強化の必要性
- (4) 大学入学者選抜に活用される資格・検定試験の安定的実施の課題
- (5) 秋季入学等の入学時期弾力化への対応の必要性

4. 入試システム全体に目配りした総合的な検討の重要性

(1) 一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜との役割分担

- ✓総合型選抜・学校推薦型：一般選抜に比較して丁寧で多面的・総合的な選抜（口頭試問、小論文等の高度な記述式問題の出題等も可能）、入学時期の弾力化にも柔軟に対応可能、感染症耐性の向上等の意義

(2) 一般選抜における大学入学共通テストと個別試験との役割分担

- ✓共通テスト：大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を主とし、安定的で確実な実施を一層重視（セーフティネット）
- ✓個別試験：各大学の入学者受入れの方針に基づき、当該大学が必要とする能力・適性等の評価を一層重視

1. 記述式問題の意義・必要性

「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「それを的確に、更には効果的に表現する能力」を直接的に評価
 (✓AI等の飛躍的な発展で人間にしかできない創造的な業務の比率が増す中、より多くの学生に、より高度なレベルでこれらの能力を育成する必要性)
 (✓選択式問題に慣れた学生は大学でレポート作成等に困難を抱えており、入学後に再教育が必要になっている等の問題の指摘)

2. 大学入学共通テストへの記述式問題の見送りの段階で指摘された課題

- ✓質の高い採点者確保の問題
- ✓正確な採点など採点精度の問題
- ✓採点結果と自己採点との不一致
- ✓大学への成績提供時期の遅れ
- ✓民間事業者の活用に伴う利益相反の懸念の指摘
- ✓採点をめぐる制約から評価できる力に限界があることの指摘

3. 記述式問題に関する出題の実態や大学の意見

(1) 出題の実態

- 国立の二次試験において、国語、小論文、総合問題のいずれも課さない学部の募集人員は、全体の**62%**
(平成28年度入学者選抜)

国語、小論文、総合問題に限らず、全教科の出題状況を見ると…

国公立大学 (令和2年度入学者選抜)

- **99%の入学者**に対し、一般入試で短文・長文・小論文等^(※)の**記述式問題が出題**されている^(※※)

- 全体の**枝問数**のうち、短文・長文・小論文等の記述式問題の割合は、**32%**

- 志願者数が少なく、歩留率^(※)が高い

私立大学 (令和2年度入学者選抜)

- **55%の入学者**に対し、一般入試で短文・長文・小論文等^(※)の**記述式問題が出題**されている^(※※)

※ 短文・長文・小論文等には、図表・グラフ・絵、英文和訳・和文英訳を含み、短答式・穴埋め式を含まない(以下同じ)
 ※※いずれかの科目において記述式問題(短文・長文・小論文等)に該当する枝問が1問以上出題された選抜区分に係る入学者数

- 全体の**枝問数**のうち、短文・長文・小論文等の記述式問題の割合は、**4%**

- 志願者数が多く、歩留率^(※)が低い
(入学者選抜における構造的な背景)

*歩留率：合格者数に占める入学者数の割合

(2) 大学の意見

- 共通テストでの出題より、各大学の一般選抜で記述式を充実すべきと考える学部が多い

国公立大学

	肯定	否定
共通テストで出題	8%	90%
各大学の一般選抜で充実	78%	20%

私立大学

	肯定	否定
共通テストで出題	17%	81%
各大学の一般選抜で充実	52%	47%

4. 記述式問題の出題推進の考え方

記述式出題の実態や大学の意見等を勘案し、諸課題の克服の困難性を考えると、**各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜において、「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「それを的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を推進**

共通テスト マーク式問題の中で、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視

国公立 個別試験 志願者少・歩留率高・記述式を相当数出題 ⇒ **より高度な記述式を出題**

私立 個別試験 志願者多・歩留率低・記述式出題は限定的 ⇒ 効率的な採点・出題の工夫により **記述式の出題増に努める**

国公立共通 **丁寧な選抜が可能な総合型・学校推薦型**では、小論文など思考力・判断力・表現力等を問う評価を推進

5. 記述式問題の出題の推進策

- ✓文部科学省、大学入試センター、大学の連携・協力により、
 ・教科・科目ごとの高度な記述式問題の**良問例を整理・公表**、
 ・個別入試における記述式問題の作成・採点効率化の**工夫事例の収集・提供**

事例 多肢選択をさせた上で選択肢を選んだ理由を書かせる
 多肢選択で一定以上の得点を得た答案のみ記述式問題を採点など

- ✓私立大学の記述式出題の実態・課題を踏まえた**促進策の実施**
 ・選抜区分ごとの実態調査により**優れた事例**を一覧可能な形で**可視化、模範となる取組**をピアレビュー等による評価を踏まえて**認定・公表**

6. 高等学校・大学における教育の充実

(1) 高等学校における教育の充実

- ✓日常的な指導や定期考査等で文章を書かせるなど、論理的に説明する力を高める指導を充実 等

(2) 高大連携プログラムの充実

- ✓大学が、高校生に、課題を見出し考えをレポートにまとめ発表する活動等を行うプログラム等の提供
- ✓いわゆる早期履修制度(アドバンストプレイスメント)の適切な推進 等

(3) 大学入学者選抜と大学入学後の教育の一貫した取組の推進 **14-**

- ✓論述能力を育成する質の高い教育プログラムの提供を推進(アカデミック・ライティング等)
- ✓IR機能による入試と教育の検証

1. 総合的な英語力の育成・評価の意義

読む、書く、聞く、話すのバランスの取れた総合的な英語力の育成が求められている

- ✓国際共通語としての英語 ✓初中教育段階の取組 ✓大学の教育研究における必要性 ✓大学卒業後における総合的な英語力の必要性
- ✓英語資格・検定試験活用の意義（受験者→それまで培ってきた英語力の成果が評価される、留学・就職にも活かせる）

※総合的な英語力の育成・評価の推進に当たっては、文化の多様性を尊重することが重要

※日本語による思考力・判断力・表現力等は英語での発信能力を高める上でも不可欠であり、日本語力と英語力の両方を高めていく方向で検討

2. 「大学入試英語成績提供システム」の見送りの段階等で指摘された課題

- ✓地理的・経済的事情への対応が不十分 ✓障害のある受験者への配慮が不十分
- ✓目的や内容の異なる試験の成績をCEFR対照表を介して比較することに対する懸念 ✓文部科学省の民間事業者への関与のあり方
- ✓英語資格・検定試験の活用に関する情報提供の遅れ
- ✓コロナ禍における英語資格・検定試験の安定的実施の課題

3. 英語資格・検定試験の活用の実態や大学の意見

(1) 活用の実態

- 令和2年度の一般入試において、英語の資格・検定試験の「活用あり」の選抜区分により入学した者の割合は、**国公立9%、私立16%**

(2) 大学の意見

- 全体として、**各大学の一般選抜や総合型・学校推薦型で活用すべき**と考える学部が多い

	国公立大学		私立大学	
	肯定	否定	肯定	否定
共通テストの枠組で活用	25%	73%	34%	65%
一般選抜で活用	22%	76%	53%	46%
総合型・学校推薦型で活用	42%	55%	63%	36%

4. 総合的な英語力評価の推進の考え方

資格・検定試験活用の実態や大学の意見を勘案し、諸課題の克服の困難性を考えると、**各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜で読む、書く、聞く、話すの総合的な英語力評価を推進**

共通テスト

- ✓「英語」（リスニングを含む）は引き続き実施し、出題内容は不断の改善を図る（可能な限り総合的な英語力を評価）

個別試験

（一般、総合、推薦）

✓資格・検定試験の活用

※受験者が培ってきた学習成果を入試に活用。対象試験、スコアの扱い、比較方法等は大学が判断（「高3、2回まで」等の限定は不要）

- 活用形態 ①資格・検定スコアを有する学生に対し、共通テストや個別試験の「英語」の代替等を行う。
- ②資格・検定試験スコアを必須とする選抜を行う（経済的事情への配慮や感染症等で検定の実施が困難となる事態も想定し、スコアを利用しない選抜区分の設定やスコア提出が困難な場合の代替措置等が必要）

- ✓スピーキング含む独自の総合的な英語力テスト（実施体制が整う一部の大学、外部団体との連携による開発・採点等）

5. 総合的な英語力評価の推進策

国による成績提供の一元管理よりも、各大学の取組や試験実施団体の活動の助長、地域・経済格差を是正する取組が必要

- 積極的な取組の**促進策** ※選抜区分ごとの実態調査により**優れた事例**を一覧可能な形で**可視化**、ピアレビュー等による評価を踏まえて**認定・公表**
- 地理的・経済的事情への**配慮** **配慮例**（大学）スコアを利用しない選抜区分も設定、スコアを活用する場合の低廉な受験料の設定
（実施団体）低所得層への検定料減免、オンライン受検の推進、高校会場の拡充 等
- 文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置
協議事項例 上記の地理的・経済的事情への配慮のほか、効率的な成績提供、障害者の合理的配慮 等

※英語成績提供システムは、「高3に2回」の限定をしないこと等により活用が困難に
利便性の点でも、試験団体による成績提供のデジタル化が進み、一元的システムの必要性が低下

6. 高等学校・大学における総合的な英語教育の充実

(1) 高等学校における英語教育の充実

- ✓英語の堪能な人材の活用、ICTの活用を含む効果的な指導方法の普及等による地域間・学校間の格差の縮小
- ✓学校単位でのパフォーマンステストの実施のみならず、資格・検定試験を活用することで英語力の把握・可視化 等

(2) 大学入学後の英語教育の充実

- ※各大学のポリシーに基づき大學生全体の英語力向上、国際的に活躍できる人材育成をそれぞれ推進
- ✓資格・検定試験活用等による成果の可視化 ✓英語による授業や海外留学の促進など英語活用機会の拡充 ✓IR機能による入試と教育の検証
- ✓積極的な取組への促進策・好事例の普及 ✓就職時に求められる英語力基準等を調査・共有し、各大学の取組や学生の主体的学修を促進 等

第4章 地理的・経済的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応

1. 現状と施策の基本的な方向性

全ての人が必要な教育を受け、能力を最大限に発揮する社会の構築のためには、高等教育を多様な人材が集まり新たな価値が創造される場にする必要（若者・学習者のウェルビーイングの実現）

✓経済的困窮層の進学率の向上 ✓進学率の地域格差・男女格差への配慮 ✓障害のある学生への合理的配慮 ✓日本語指導が必要な生徒の進学率の改善

2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮

✓大学入学共通テストの高校会場の拡充可能性の継続的検討

試験の安定的で確実な実施や高校・大学関係者の負担、コスト等の観点を勘案しつつ、県ごとでの大学・高校関係者の協議を促進

✓大学入学者選抜のオンライン化の推進

面接等のオンライン化に関する留意事項の提示、学力検査におけるオンライン化の分析・研究

✓特別選抜等の実施

積極的な取組への促進策、先行する**好事例の公表**

好事例の例 養護施設出身者を対象に検定料・入学金を免除した選抜、地域枠・離島枠、進学第一世代を対象とした奨学金、外国にルーツを持つ生徒を対象とした選抜、女性研究者や技術者を育成することを目的とした女子枠 等

※趣旨・方法について社会に対し合理的な説明ができること、入学後の教育に必要な学力の確保に留意

✓英語資格・検定試験の活用に係る配慮

文部科学省、大学、高等学校、資格・検定試験実施団体等の関係者が連携・協力し、可能な限り配慮措置を講じる必要

配慮例 (大学) スコアを利用しない選抜区分も設定、スコアを活用する場合の低廉な受験料の設定 (実施団体) 低所得層への検定料減免、オンライン受験の推進、高校会場の拡充 等

✓受験から入学に至るプロセスへの支援等

入学時学納金の納付時期の猶予、減免等の柔軟な配慮を各大学に要請、各大学の取組の実態を定期的に把握・公表
入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について丁寧な周知
高校奨学金事業や自治体独自の貸付制度等について丁寧な周知、実態把握
「高校生のための学びの基礎診断」の費用負担等について調査、施策の充実 等

3. 障害のある受験者への合理的配慮の充実

✓障害者差別解消法改正（私立大学についても合理的配慮の提供が義務化）を踏まえ、取組の一層の充実

✓各大学は障害のある志願者からの申出に丁寧に応じ、先行事例も参考に、何ができるか検討する必要

✓日本学生支援機構において、参考になる考え方や事例を提示

✓英語資格・検定試験における合理的配慮の充実については、試験実施団体と高校・大学関係者等の協議を実施

第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜①

1. 令和6年度実施の大学入学者選抜に向けて

(1) 第1回大学入学共通テストの実施状況

✓暗記した知識を引き出すだけではなく、**様々な資料や実社会で用いるようなデータを読み解いたり、与えられた情報を基に考察したりする問題が一定程度出題された**との評価。

✓各大学のアドミッション・ポリシーに照らし、足らざる部分については個別試験における対応が必要

(2) 大学入学共通テストの科目構成等の見直し（新教育課程への対応等）

✓「公共」「情報Ⅰ」の新設等に伴う見直し ✓継続的で安定的な実施等の観点から、**科目を再編**（6教科30科目→7教科21科目）

※共通テストはPBTで、「情報」は、問題の発見・解決に向けて情報技術を活用する力を見る出題の工夫を期待。大学の入学者受入れ方針に基づく活用を推進

(3) 入学後の教育に必要な入試科目の設定の推進

定期的な実態調査の実施・公表等を通じて共通テストの活用や個別試験で適切に出題

参考) 商学・経済学部 個別試験で 数学 を全く課さない選抜区分：22%

2. 秋季入学等の学事暦・修学年限の多様化・柔軟化に対応した大学入学者選抜のあり方

✓学事暦、修学年限の多様化・柔軟化と共に**入学者選抜方法のあり方の検討も必要**

✓秋季入学への対応は、**総合型・学校推薦型選抜など一般選抜とは異なる選抜基準・方法で選抜する方向が適当。その具体的方法や定員のあり方等について、更に専門的な検討が必要**

3. 総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

(1) 求める人材の特性に応じた総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

✓AO入試・推薦入試の入学者数に占める割合は学科系統によって差

例 医学24.1% 理学28.0% 歯学29.1% 芸術60.8% 家政63.0%

✓総合型選抜・学校推薦型選抜の意義（1章4.）を踏まえ、実施率が低い分野や人材育成上の必要性がある分野においては、**学力の担保、選抜基準の明確化**を図った上で推進を期待

✓アドミッションオフィスの役割・機能強化、アドミッションオフィサーの育成支援に関する調査研究、専門職団体等との連携

(2) 総合型選抜・学校推薦型選抜における学力の適切な把握

例) レポート・小論文作成、口頭試問、資格・検定試験の活用 等

4. 大学入学者選抜におけるデジタル化の推進

(1) 電子出願の推進

- ✓共通テストの電子出願については、大学・高校関係者とも協議しながら、できる限り早期の導入に向けて積極的に促進
- ✓調査書については、速やかな完全電子化を目指す
(統合型校務支援システムなどの活用や個別選抜の電子出願の導入と連動した形で進めていく必要)

(2) オンライン面接等の推進

各大学における面接のオンライン化の実施状況や課題認識についての実態を踏まえ、留意事項を提示 等

(3) CBT化の推進

大学入試センターにおける調査研究の推進、各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜での先行事例の拡大

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(1) 各大学の入試情報の公表

合否判定の方法や基準、試験問題(複数回実施を可能とするため、試験問題を非公開とする場合を除く)、学部ごとの男女別入学者数、合理的配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れ状況や関連の支援制度等の公表を促し、一定のものは省令上の情報公表の対象とする。

(2) 文部科学省による選抜区分ごとの大学入学者選抜実態調査の定期的実施・公表・分析

(3) 大学入学者選抜等の改善に係る好事例の公表及びインセンティブの付与

〔※ペナルティではなく、積極的な取組を評価〕

記述式の出題や総合的な英語力の評価、多様な背景を持つ学生の受入れ、入学時期や修学年限の多様化への対応等については、**好事例を認定・公表**(認証評価や修学支援新制度の機能要件に係る情報公表も活用)するとともに、その結果も活用し、**インセンティブの付与**を検討

- 例
- ✓国立：第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方の検討状況を踏まえ優れた取組の促進・評価
 - ✓私立：私学助成の支援スキームを活用し他の模範となる優れた取組の促進
 - ✓公立：好事例の認定結果を設置者等に通知

(4) 大学入試センターの事業・経営の改善

安定的運営のための財源の確保、入試改善のための研究開発の充実

(5) 大学入学者選抜についての高等学校・大学等関係者間の恒常的な協議体の設置

〔※中長期的な課題について継続的検討〕

- 協議事項例
- ✓各年度の入試日程・方法等
 - ✓入試文化の変容も含む持続可能な望ましい入試制度のあり方
 - ・共通テストの実施時期(雪害や感染症拡大期を回避する観点から、高校教育に与える影響を勘案しつつ例えば12月への前倒しの適否を継続検討)
 - ・高校会場の拡充可能性の継続的検討(試験の確実な実施や負担の観点から、県毎の大学・高校関係者の協議を踏まえ検討)
 - ・学びの基礎診断の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性(CBTの研究開発の可能性をも含む)

「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」(令和2年2月21日 高等教育局長決定)

委員一覧

- 明比 卓 神奈川大学事務局長・理事、日本私立大学協会大学教務研究委員会副委員長
- 石崎 規生 東京都立世田谷泉高等学校統括校長、全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長
- 井上 義裕 株式会社JMC 主席エキスパート
- ◎圓月 勝博 同志社大学学長補佐、一般社団法人日本私立大学連盟教育研究委員会委員長
- 川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
- 柴田洋三郎 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事
- 柴原 宏一 前茨城県教育委員会教育長、茨城大学特命教授
- 高井 潤 埼玉県立狭山工業高等学校 主幹教諭
- 高田 直芳 埼玉県教育委員会教育長
- 田中 厚一 帯広大谷短期大学学長、日本私立短期大学協会副会長
- 垂見 裕子 武蔵大学社会学部教授
- 長塚 篤夫 順天中学校高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事
- 西郡 大 佐賀大学アドミッションセンター長
- 星野 由雅 長崎大学教授、一般社団法人国立大学協会入試委員会専門委員
- 牧田 和樹 株式会社牧田組代表取締役社長、全国高等学校PTA連合会顧問
- 巳波 弘佳 関西学院大学学長補佐

(◎：主査、□：副主査)

審議経過

- | | |
|--|---------------------|
| 第1回 令和2年3月19日 | 第7回 令和2年9月30日 |
| ・協力者会議の議事運営等について | ・これまでの意見の整理(案)について |
| ・これまでの経緯について | 第8回 令和2年10月29日 |
| ・自由討論 | ・これまでの意見の整理(案)について |
| 第2回 令和2年4月17日 | ・今後の審議における論点について(案) |
| ・今後の進め方等について | 第9回 令和2年12月7日 |
| ・委員からの意見発表 | ・今後の審議における論点について(案) |
| 第3回 令和2年5月20日 | 第10回 令和3年2月12日 |
| ・委員からの意見発表 | ・調査書の電子化について |
| 第4回 令和2年6月12日 | ・審議のまとめ(骨子案)について |
| ・「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に係る審査【非公開で審議】 | 第11回 令和3年3月15日 |
| 第5回 令和2年7月8日 | ・審議のまとめ(案)について |
| ・「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に係る審査【非公開で審議】 | 第12回 令和3年3月26日 |
| 第6回 令和2年7月17日 | ・審議のまとめ(案)について |
| ・委員からの意見発表 | |

「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」審議のまとめ（令和3年3月31日）【概要】

1. 検討の経緯

- 多面的・総合的評価をより適切に行うためには、学力検査以外の選抜方法や選抜資料の活用の在り方、選抜区分（一般・総合型・学校推薦型）ごとの特性を踏まえた学力の3要素の評価の重み付けなどについて、高等学校、大学関係者間で考え方を整理し共有した上で、取組を進めることが必要。
- また、新学習指導要領下での学習評価及び指導要録の改善点等が示されたことを踏まえるとともに、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も十分考慮しながら、新学習指導要領に対応した最初の入学者選抜（令和6年度実施）に向けた調査書の在り方等について検討が必要。

2. 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価

(1) 多面的・総合的な評価の在り方

- 各大学の入学者選抜について、**引き続き学力の3要素を多面的・総合的に評価するものに改善**することが重要。その評価に当たって、総合型選抜、学校推薦型選抜は、一層重要な役割を有することが期待。
- 各大学は、学力の3要素について、**すべての選抜区分で同程度の重み付けで評価するのではなく、各選抜区分の特性に応じた形で工夫を凝らしながら、それぞれの実情に合った方策を講じる**ことが重要。その際、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、志願者のどのような学力を、どの資料を用いて、どのような方法で評価するのかをこれまで以上に明確にし、公表することが必要。

(2) 「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の評価の考え方

- 生徒が取り組んだ活動の成績や結果だけでなく、生徒が様々な活動に取り組んだ動機や、目標達成に向けての過程なども併せて評価するなどの工夫や配慮が重要。
- 学校の教育活動外の個々の活動に取り組んだ過程や成果の詳細については、**原則として各大学の求めに応じて、志願者本人記載資料、ポートフォリオなどにより志願者自身が直接大学に提出することが適当。**

(3) 経済的な条件等に左右されない評価の方法等

- 各大学は大きく**2つの観点に基づいて評価方法等を検討**することが必要。
 - ① 経済的・地理的な不利等がある志願者に対し、そうした客観的事実に配慮した選抜を行うこと（例えば、地域枠や児童養護施設入所者を対象とした選抜）
 - ② 経済的・地理的な不利等がある志願者でも、高い評価を得られる活動（例えば、学校の教育活動内の取組）を評価の対象にして選抜を行うこと
- こうした措置を導入する場合、**その趣旨や方法について社会に対し合理的な説明ができること、志願者の入学後の教育に必要な学力を確保**することが前提。

「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」審議のまとめ（令和3年3月31日）【概要】

3. 調査書及びその電子化の在り方

【1】次期学習指導要領下での調査書

- 調査書は指導要録に基づき作成するという原則や、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえて、簡素化された新しい指導要録の参考様式に合わせて**調査書の様式も簡素化**。

【2】調査書における観点別学習状況の評価の取扱い

- 高等学校においては、新学習指導要領の下で観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高めるための取組が開始されたばかりであることや、また大学においては、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用手法が確立されていない状況にあること等を総合的に勘案し、新しい調査書の様式には、**「各教科・科目の観点別学習状況」の項目は直ちには設けず、今後の早期の導入に向けて、引き続き高等学校・大学関係者において検討**。
- 検討に当たっては、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用方法等について実証研究に取り組み、その成果を普及。

【3】調査書の電子化

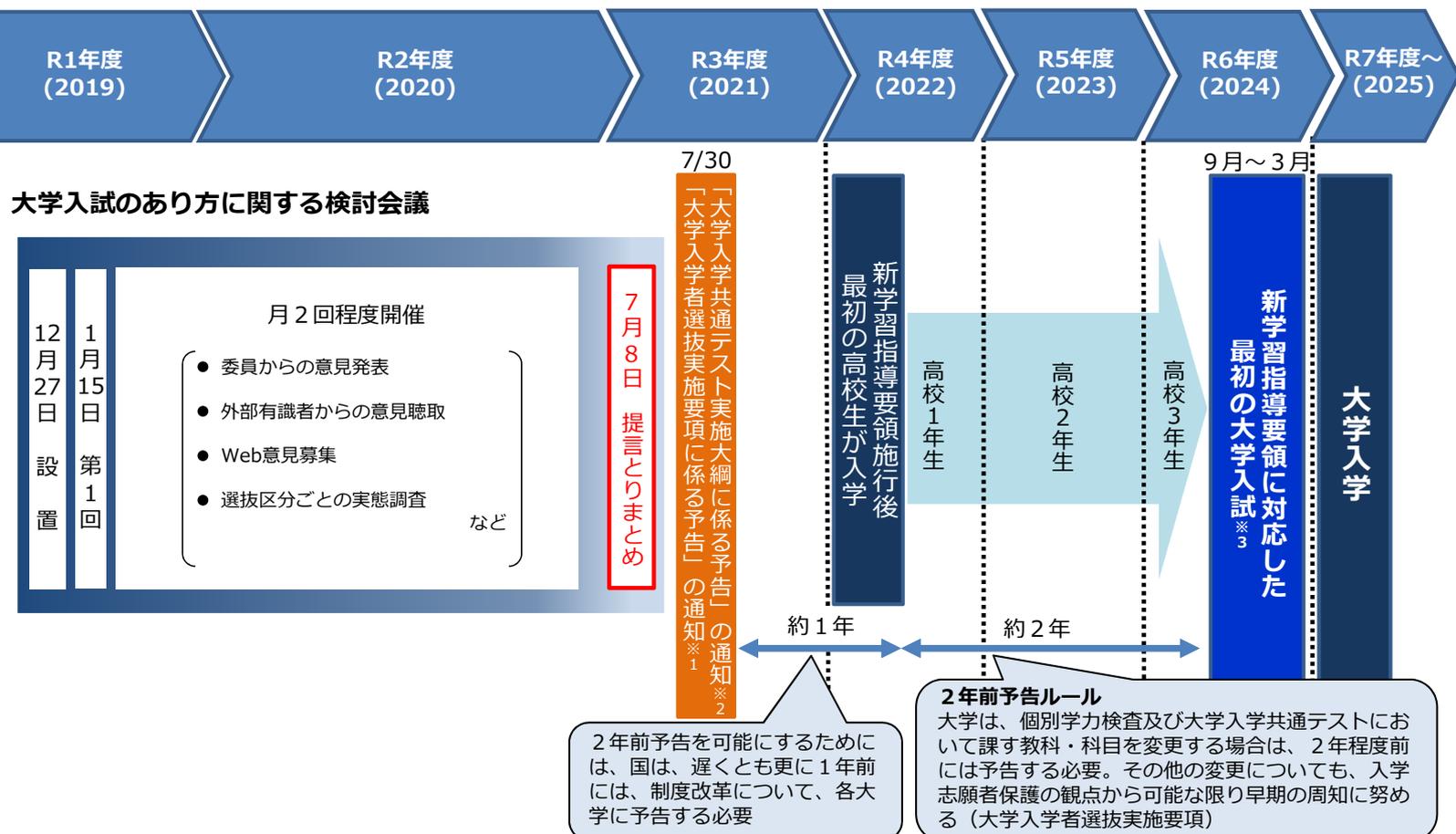
- 志願者、大学双方にとって入試事務の効率化、省力化に資するためであり、**速やかな完全電子化を目指す**。その際、公益性、安全性、利便性の確保という条件を満たすことが必要。
- **統合型校務支援システムや大学入学者選抜における電子出願の更なる導入を促進しつつ、それらと連動する形で**調査書の電子化を進めていく必要。その際、複数の実装方法を検討。

※実装方法の例

- ・各大学の電子出願システムに対し、高等学校から大学に電子調査書を送付
- ・各大学の電子出願システムに対し、志願者から大学に電子調査書（暗号化されたもの）を送付
- ・電子調査書を受受するためのアプリケーションを開発、クラウドを介して志願者・高校・大学間で電子調査書を受受
- ・調査書データを一元的な組織の下で管理、当該組織のサーバを介して志願者・高校・大学間で電子調査書を受受

3. 新学習指導要領に対応した 令和7年度大学入学者選抜に係る予告について

令和6（2024）年度実施の大学入試に向けたスケジュール



※1 実際の大学入学者選抜実施要項は、入試実施年度の6月頃に文部科学省より通知
 ※2 実際の大学入学共通テスト実施大綱は、入試実施の前年度の6月頃に文部科学省より通知
 ※3 総合型選抜：9月以降出願 学校推薦型選抜：11月以降出願 大学入学共通テスト：1月 一般入試：2・3月

大学入学者選抜協議会の設置について（文部科学事務次官決定） ①

（令和3年5月14日文部科学事務次官決定）

1. 趣旨

高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図る観点から、大学関係団体及び高等学校関係団体の連携協力のもと、毎年度の大学入学者選抜の実施方法・日程や大学入学共通テストに関する事項のほか、中長期的かつ継続的な対応が必要となる事項等について協議を行い、大学入学者選抜方法の一層の改善を推進するため、大学入学者選抜協議会を設置する。

2. 協議事項

- (1) 大学入学者選抜の実施方法に関する事項
- (2) 大学入学共通テストに関する事項
- (3) その他、大学入学者選抜に関する事項

3. 実施方法

- (1) 大学及び高等学校関係団体の代表者として次に掲げる団体から推薦された者及び学識経験者並びに独立行政法人大学入試センター理事長をもって構成する。
一般社団法人国立大学協会 一般社団法人公立大学協会 一般社団法人日本私立大学連盟 日本私立大学協会
日本私立短期大学協会 全国高等学校長協会 日本私立中学高等学校連合会 公益財団法人産業教育振興中央会
全国都道府県教育長協議会 一般社団法人全国高等学校PTA 連合会
- (2) (1) に掲げる関係団体が協議会の構成員となる者を推薦するときは、当該団体を代表する期間を定めて推薦するものとし、当該被推薦者の任期はその期間とする。学識経験者の任期は2年とし、再任を妨げない。

4. 運営方法

- (1) 上記3 (1) の構成員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ、上記3 (1) の構成員以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

5. その他

- (1) 協議会の庶務は、関係局課の協力を得て、高等教育局大学振興課が、独立行政法人大学入試センターと共同で処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。

大学入学者選抜協議会の設置について（文部科学事務次官決定） ②

◇構成員（令和3年7月13日時点、氏名50音順敬称略、【 】：推薦団体名、◎：座長、○：座長代理）

石崎 規生	東京都立桜修館中等教育学校長	【全国高等学校長協会（大学入試対策委員会委員長）】
泉 満	株式会社桜設備設計・代表取締役	【一般社団法人全国高等学校PTA連合会（代表理事・会長）】
今岡 春樹	奈良女子大学長	【一般社団法人国立大学協会（入試委員会副委員長）】
圓月 勝博	同志社大学学長補佐	【一般社団法人日本私立大学連盟（教育研究委員会委員長）】
大林 誠	東京都立芝商業高等学校長	【公益財団法人産業教育振興中央会】
岡 正朗	山口大学長	【一般社団法人国立大学協会（入試委員会委員長）】
○沖 清豪	早稲田大学文学学術院・教授	
◎川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長 ・特任教授（常勤）	
柴田洋三郎	福岡県立大学理事長・学長	【一般社団法人公立大学協会（指名理事）】
島田 康行	筑波大学人文社会系教授	
杉本 悦郎	東京都立小金井北高等学校長	【全国高等学校長協会（会長）】
高田 直芳	埼玉県教育委員会教育長	【全国都道府県教育長協議会（理事）】
竹中 洋	京都府立医科大学長	【一般社団法人公立大学協会（副会長）】
田中 厚一	帯広大谷短期大学長	【日本私立短期大学協会（副会長）】
長塚 篤夫	順天中学校高等学校長	【日本私立中学高等学校連合会（常任理事）】
安井 利一	明海大学長	【日本私立大学協会（大学教務研究委員会委員長）】
山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長	

（臨時協力者）

鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
柳元伸太郎	東京大学保健・健康推進本部・教授
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学・教授

「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」について（通知）

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

文部科学大臣の下に置かれた「大学入試のあり方に関する検討会議」（文部科学大臣決定）において、令和6年度実施の令和7年度大学入学者選抜に向けて、記述式問題の出題のあり方や総合的な英語力の育成・評価のあり方、平成30年3月告示の新高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）に対応した大学入学共通テストの科目構成等について御議論いただき、令和3年7月8日に提言がとりまとめられたところです。

また、新学習指導要領に対応した令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストからの出題教科・科目について、令和3年3月24日付で独立行政法人大学入試センターから示されるとともに、大学入学者選抜における多面的な評価に関する具体的な内容や手法、新学習指導要領の下での指導要録を踏まえた調査書の在り方等について、「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」（高等教育局長決定）において検討を行い、令和3年3月31日に審議のまとめがとりまとめられました。

これらを踏まえ、**令和5年6月までに発出予定の「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」において定める出題教科・科目等及び令和6年6月までに発出予定の「令和7年度大学入学者選抜実施要項」において変更する内容について、国公立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙1及び別紙2のとおりとすることとしましたので、あらかじめお知らせします。**

（中略）

特に、毎年度通知している「大学入学者選抜実施要項」において、「個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する」としていますが、新学習指導要領に対応した令和7年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定等については、**入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、2年程度前を待たず、可能な限り早期に検討し、予告・公表するようお願いいたします。**

なお、別紙1に関し、大学入学共通テストの出題科目の試験時間及び現行の教育課程（平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程）を履修した入学志願者に対する経過措置については、**決定次第速やかに公表する予定であることを申し添えます。**

また、本通知に伴い「**「大学入学共通テスト実施方針」について**」（平成29年7月13日付け29文科高第350号文部科学省高等教育局長通知）及び「**「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」の策定について**」（平成30年8月10日付け30文科高第366号文部科学省高等教育局長通知）は**廃止**し、大学入学共通テストの実施に関し必要な基本的事項については、実施年度の前年度6月に通知している大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱等において示しており、それによるものとします。

注）別紙1：令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告 別紙2：令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告【概要】①

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

新学習指導要領に対応した出題教科・科目

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目は以下のとおりとする（『簿記・会計』『情報関係基礎』については出題しない）。

出題教科	科目（6教科30科目） ～令和5年度実施
国語	『国語』
地理歴史	『世界史A』『世界史B』『日本史A』『日本史B』『地理A』『地理B』 ：地理歴史及び公民から最大2科目を選択 ※同一名称を含む科目の組合せで2科目を選択することはできない。
公民	『現代社会』『倫理』『政治・経済』『倫理、政治・経済』
数学	『数学I』『数学I・数学A』 ① ：①から1科目を選択
	『数学II』『数学II・数学B』『簿記・会計』『情報関係基礎』 ② ：②から1科目を選択
理科	『物理基礎』『化学基礎』『生物基礎』『地学基礎』 ① ：A:①から2科目を選択 B:②から1科目を選択 C:①から2科目及び②から1科目を選択 D:②から2科目を選択
	『物理』『化学』『生物』『地学』 ②
外国語	『英語』『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』 ：1科目を選択



科目（7教科21科目） 令和6年度実施～
『国語』
『地理総合、地理探究』『歴史総合、日本史探究』『歴史総合、世界史探究』『地理総合、歴史総合、公共』 ：地理歴史及び公民から最大2科目を選択 ※「地理総合、歴史総合、公共」を選択する場合は、出題範囲（「地理総合」、「歴史総合」、「公共」）のうち、いずれか2科目の内容の問題を選択解答。 ※2科目を選択する場合は、以下の組合せ以外の出題科目の組合せを選択。 『公共、倫理』と『公共、政治・経済』の組合せを選択することはできない。 『地理総合、歴史総合、公共』を選択した者は、選択解答した問題の出題範囲の科目と同一名称を含む科目の組合せを選択することはできない。
『公共、倫理』『公共、政治・経済』『地理総合、歴史総合、公共』（再掲）
『数学I、数学A』『数学I』 ① ：①から1科目を選択 ※数学Aについては、2項目の内容（図形の性質、場合の数と確率）に対応した出題とし、全てを解答
『数学II、数学B、数学C』 ② ：※数学B及び数学Cについては、数学Bの2項目の内容（数列、統計的な推測）及び数学Cの2項目の内容（ベクトル、平面上の曲線と複素数平面）のうち3項目の内容の問題を選択解答
『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』『物理』『化学』『生物』『地学』 ：最大2科目を選択 ※『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』を選択する場合は、出題範囲（「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」）のうち、いずれか2科目の内容の問題を選択解答
『英語』『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』『情報I』 ：1科目を選択

●試験形態は、引き続き、問題冊子及び**マークシート式**解答用紙を使用し、PBT（紙ベース）。

『英語』については、**ICプレイヤー**を使用する試験も実施。

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告【概要】②

(令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知)

(別表) 新学習指導要領に対応した出題教科・地理歴史・公民における出題科目を選択する場合の選択方法について

	『地理総合、 地理探究』	『歴史総合、 日本史探究』	『歴史総合、 世界史探究』	『地理総合、歴史総合、公共』			『公共、 倫理』	『公共、 政治・経済』
				「地理総合」 及び 「歴史総合」	「地理総合」 及び 「公共」	「歴史総合」 及び 「公共」		
『地理総合、 地理探究』		○	○	×	×	○	○	○
『歴史総合、 日本史探究』	○		○	×	○	×	○	○
『歴史総合、 世界史探究』	○	○		×	○	×	○	○
『地理総合、 歴史総合、 公共』	「地理総合」 及び 「歴史総合」	×	×	×			○	○
	「地理総合」 及び 「公共」	×	○	○			×	×
	「歴史総合」 及び 「公共」	○	×	×			×	×
『公共、倫理』	○	○	○	○	×	×		×
『公共、政治・経済』	○	○	○	○	×	×	×	

※上記6出題科目のうちから2出題科目を選択する場合は、「○」の組合せから選択でき、「×」の組合せは選択できない。

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告(補遺)【概要】

(令和3年9月29日付3文科高第701号 文部科学省高等教育局長通知)

1. 実施期日 **2日間**

2. 出題教科・科目の試験時間

- 国語：現在測定している内容を維持した上で多様な文章を提示する観点から、**90分**(現行：80分)
- 数学②：出題範囲が「数学Ⅱ」、「数学B」及び「数学C」となり、選択解答する項目数が2から3へ増加するため、**70分**(現行：60分)
- 情報：出題範囲や他教科の試験時間等を考慮し、**60分**(新教科)

教科	出題科目	試験時間
国語	『国語』	90分
地理歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合、歴史総合、公共』	1科目選択 60分 2科目選択130分 (うち解答時間120分)
公民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合、歴史総合、公共』(再掲)	
数学	①『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』	70分
	②『数学Ⅱ、数学B、数学C』	70分
理科	『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』、『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	1科目選択 60分 2科目選択130分 (うち解答時間120分)
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』 ※『英語』については、ICプレーヤーを使用する試験も実施。	80分 【ICプレーヤー使用試験】 60分(うち解答時間30分)
情報	『情報Ⅰ』	60分

3. 現行の教育課程履修者への経過措置

- 現行の教育課程(平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程)を履修した入学志願者に対しては、**経過措置問題を出題**

教科	旧課程履修者が選択できる経過措置科目
地理歴史	『旧世界史A』、『旧世界史B』、『旧日本史A』、『旧日本史B』、『旧地理A』、『旧地理B』
公民	『旧現代社会』、『旧倫理』、『旧政治・経済』、『旧倫理、旧政治・経済』
数学	①『旧数学Ⅰ・旧数学A』、『旧数学Ⅰ』
	②『旧数学Ⅱ・旧数学B』、『旧数学Ⅱ』、『旧簿記・会計』、『旧情報関係基礎』
情報	「社会と情報」「情報の科学」に対応する経過措置22を講じる。 ※試験科目を出題するか、『情報Ⅰ』の選択問題として出題するかは、今後、大学入試センターが検討。

※理科:必要に応じて、現行の教育課程履修者が選択解答可能な問題を出題する場合があります

『情報Ⅰ』の経過措置の取扱いについて（抄） （令和3年9月29日大学入学選抜協議会決定）

令和7年度大学入学選抜に係る共通テスト出題科目『情報Ⅰ』の経過措置

令和7年度大学入学選抜に係る共通テストから新たに『情報Ⅰ』を出題するに当たり、既卒者に経過措置問題を作成することについては、新教育課程の「**情報Ⅰ**」と現行の教育課程の「**社会と情報**」「**情報の科学**」の**目標、内容等が大きく異なること**、前年度までは**共通テストの試験科目として課されることのなかった科目が出題されることなど**、**従来の経過措置とは異なる点があるが**、既卒者、卒業見込み者の双方に配慮し、以下の点を踏まえた上で、**既卒者のうち希望する者に選択可能な経過措置問題を**出題することが、**より適切であると判断**される。

- (1) **大学入試センター**は、新教育課程における「**情報Ⅰ**」及び現行の教育課程における「**社会と情報**」「**情報の科学**」の、**それぞれの科目の目標、内容等に基づき、既卒者が選択可能な経過措置問題を作成**する。経過措置問題の作成は、**他教科と同様、1年に限る措置**とする。その際、既卒者用に経過措置科目を出題するか、『**情報Ⅰ**』の試験問題の中に既卒者用の選択問題を出題するかは、今後、大学入試センターにおいて検討する。
- (2) **得点調整**については、**実施を望む意見が多いことを十分踏まえつつ、大学入試センター**において、得点調整の対象とするかどうか及び対象とする場合の方法について、**専門家の意見を聞いて検討**する。
- (3) 大学入試センターは**令和4年度中に試作問題（経過措置問題を含む）を公表**する。
- (4) **各大学**は、『**情報Ⅰ**』の取扱いも含め、令和7年度大学入学選抜において利用する共通テストの科目について、大学入試センターにおける上記（1）、（2）の検討状況も勘案しつつ、文部科学省から本年7月30日付けで通知されているとおり、**2年程度前を待たず、可能な限り早期に決定**し、各大学のホームページ等で公表する。また、各大学は、令和7年度大学入学選抜における『**情報Ⅰ**』の利用に当たっては、本協議会における協議の経過も参考に学内で十分に検討した上で、それぞれの**アドミッション・ポリシー等に基づき、利用の考え方について明確にするよう努める**。
- (5) **各高等学校**は、既卒者となった場合には新たに『**情報Ⅰ**』の経過措置問題が出題されることについて、**生徒への周知に努める**。

令和7年度大学入学選抜実施要項の予告（概要）① （令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

平成30年3月の高等学校学習指導要領の改訂に対応した各大学の令和6年度に実施する入学選抜の変更等が、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、**各大学の2年前予告（遅くとも令和4年度末）を速やかに行えるよう**に令和3年3月31日「大学入学選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議審議のまとめ」及び同年7月8日「大学入試のあり方に関する検討会議提言」等を踏まえ、**大学入学選抜実施要項等の見直し内容を予告（令和3年7月30日）**。

基本方針

- 提言において整理された**大学入学選抜の三原則**※を**基本方針に反映**。
〈大学入学選抜の三原則〉
 - ①当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
 - ②受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保
 - ③高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施
- 多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示として**障害の有無、居住地域**を追加。

入試方法

- 「一般選抜」とそれ以外という整理を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理。
- **入学者の多様性を確保**する観点から、入学定員の一部について、以下のような者を対象として**選抜を工夫**。
 - ・ 専門学科・総合学科卒業生、帰国生徒、社会人
 - ・ **家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難がある者**その他（**理工系分野における女子等**）の者※※この場合は入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定。

学力検査等

- 「**自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力**」や「**思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力**」の評価充実のため、可能な範囲で**記述式の導入**を要請。
 - ・ 各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。
- **総合的な英語力を適切に評価・判定**する観点から、**資格・検定試験等の活用**を従来どおり規定。
- **家庭環境や居住地域**により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者への**配慮要請**。
 - ・ 資格・検定試験等の結果を利用しない選抜区分の設定
 - ・ 個別学力検査と資格・検定試験等の結果の選択的利用 等
- 令和7年度大学入学選抜に係る共通テストより「簿記・会計」「情報関係基礎」が廃止されることに伴い、**専門高校生の進学機会の確保への対応**として、**資格・検定試験等の活用**を要請。

障害者への合理的配慮

- 障害のある入学志願者への合理的配慮の充実を図るため、以下のことを要請。
 - ・ 障害のある入学志願者一人一人の**個別のニーズを踏まえた建設的対話**を行うこと。
 - ・ **相談窓口、支援相談部署等を設置**するなど事前相談体制の構築・充実に努めること。

調査書様式の見直し

- 簡素化された指導要録の参考様式に合わせて、**調査書様式の簡素化**等を行う。枚数は**表裏の両面1枚**とする。

令和7年度大学入学者選抜実施要項の予告(概要)②

(令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知)

(別添) 令和7年度大学入学者選抜実施要項見直しイメージ(案)【調査書様式(表面)】

令和4年度大学入学者選抜実施要項 別紙様式

(別紙様式1)

(表)

1. ふりがな氏名		性別		現住所		都道府県		市区町村	
姓	名	男	女	〒	〒	道	府	市	区
昭	和								
平	成								
年	月	日	生	町	村	丁	目	番	号
学	校	高等学校 中等教育学校 特別支援学校 (分校)		昭和 平成		年		月	
立	学	高等		昭		年		月	
公	校	等		和		年		月	
立	名	学		平		年		月	
私	私	校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月	
		校		和		年		月	
		校		平		年		月	
		校		成		年		月</	

2. 令和4年度大学入学者選抜実施要項 について（通知）

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長
伯井美徳

令和4年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について、国公立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする、大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙1のとおり合意されましたので通知します。

本要項においては、新型コロナウイルス感染症や令和3年度大学入学者選抜の状況を踏まえた、大学入学者選抜の日程や試験実施上の配慮等について記載しています。

また、同じく大学入学者選抜協議会において、令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインを決定しましたので、別紙2のとおり合わせてお示いたします。

各大学においては、別紙1の要項に基づき大学入学者選抜を適切に実施するとともに、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響など入学志願者を取り巻く状況を注視いただき、一人一人が安心して受験に臨めるよう、必要な措置を最大限講じていただきますようお願いいたします。

なお、令和4年1月29日、30日に実施される大学入学共通テストの追試験の試験場数の規模については、今後、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、秋頃を目途に決定し、周知する予定であることを申し添えます。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、別紙1及び2について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】
高等教育局大学振興課入試第三係 岡，半井野，上田
T E L : 03-5253-4111 (内線2469, 4902)
F A X : 03-6734-3392
E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

令和4年度大学入学者選抜実施要項
(令和3年6月4日付け 3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知)

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）
- ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）
- ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第2 アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。

第3 入試方法

- 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成 29 年 7 月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。

*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。

- 2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。
*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。
- ② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。
- ③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

(2) 学校推薦型選抜

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

- ① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
- ② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第 1 に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

(3) 専門学科・総合学科卒業生選抜

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。

(4) 帰国生徒選抜・社会人選抜

帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異

なる方法により評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。

- 3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第4 試験期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和4年1月15日、16日

追試験 令和4年1月29日、30日

- 2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。

- (1) 試験期日 令和4年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和4年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

- (3) 合格者の決定発表 令和4年3月31日まで

- 3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
- 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果を令和3年11月1日以降に発表する。
- 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。
- 6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。

第5 調査書

- 1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。

- 2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、必修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

- 3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜

に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。

- 4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊤と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。
- 5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。
- 6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。
- 7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。
- 8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。
 - (1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。
 - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第6 学力検査等

1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。
- (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。
- (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合

的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。

① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。

② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業者及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。

(6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあつては、「令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和2年6月19日付け2文科高第280号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

(1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。

(2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。

(3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。

(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

4 資格・検定試験等の成績の活用

(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。

③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益な

プログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

(2) 資格・検定試験等の成績の活用の際には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。

5 志願者本人が記載する資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和3年6月4日から7月31日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。
- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第8 募集人員

- 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。
なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。
- 2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。
短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。
- 3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。
- 4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第9 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第10 募集要項等

1 募集要項

- (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和3年12月15日までに発表する。
- (2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等どのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。

- (3) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。
- (4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。
- (5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

2 入学手続

- (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。
- (2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」（平成14年10月1日付け文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、その額の抑制に努めるとともに、独自の減免又は分割納入等の措置を積極的に講じるよう努めることとし、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。
- (3) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知）の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。
- (4) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」（平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。
 - ① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は学校推薦型選抜（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。）については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。
 - ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

第11 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第12 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これ

らの制限を行わないものとする。

- (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、平成 30 年 3 月に閣議決定された「第 4 次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 文科高第 1229 号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」

（平成 13 年 12 月 27 日付け 13 国文科高第 11 号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT 機器の活用、拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1796 号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。

2 入試情報の取扱い

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 試験問題については、原則として公表するものとする。
- ② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

- (3) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

- (3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。

- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。

その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。

- (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。
- (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

- (1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。
- (3) 受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。
- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。

- (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。
- ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。
 - ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。
これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。
- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。
- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求め外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。
- 5 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜
- 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。
- 6 国際連携学科の入学者選抜
- (1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。
 - (2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。
- 7 外国人を対象とした入試
- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和2年4月9日付け2高学留第5号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。
 - (2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
 - (3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

8 災害等の不測の事態への対応

各大学は、入学志願者の進学機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかつた場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

9 その他

- (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
- (2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。
- (3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。

また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

- (4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断する。

第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

1 試験期日等

(1) 大学入学共通テスト

① 入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、下記②のとおり、日程を設定することとする。追試験については、本試験を疾病等の理由で受験できなかった者を対象として実施することとし、試験場の設置場所は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、別途決定し、周知することとする。

② その上で試験期日等は以下のとおりとする（第4 再掲）。

本試験 令和4年1月15日、16日

追試験 令和4年1月29日、30日

(2) 個別学力検査

① 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学は次のいずれか一つの方策を必ず講ずることとする。文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。

(ア) 追試験の設定

(イ) 追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替

② その上で、各大学は、各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を実施する場合の期日については、次により適宜定める（第4 再掲）。

(ア) 個別学力検査の試験期日 令和4年2月1日から3月25日までの間

なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、

実技等の評価方法については、令和4年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(イ) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める

(ウ) 合格者の決定発表 令和4年3月31日まで

- (3) 総合型選抜については、入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果は令和3年11月1日以降に発表する（第4 再掲）。
- (4) 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する（第4 再掲）。
- (5) 中止・延期等となった大会や資格・検定試験等への対応

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。

② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。

その際、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。

(6) ICTの活用等

特に総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、各大学の実情等に応じ、例えば、ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出、小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出などを取り入れた選抜を行うなどの工夫に配慮する。

また、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設やその他外国の学校の生徒については、水際対策の影響により、容易に帰国できないことから、同様の工夫に配慮する。

ICTの活用に当たっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。

- ① 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。
- ② 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。
- ③ 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。
- ④ ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。

(7) 外国人留学生在が、実施されないこととなった日本留学試験等の成績を入学試験出願時に提出できないことによって受験の機会を失うことがないように配慮を行う。

また、入学志願者にかかる負担軽減や新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫

により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。

2 調査書

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による、大会、資格・検定試験の中止等により、特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載ができない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載することができる（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）（別紙様式1調査書記入上の注意事項等について17 再掲）。
- (2) 各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。

3 その他

(1) 入学志願者への情報提供・周知

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、従来の方法と異なる選抜方法を検討している場合には、入学志願者が安心して準備できるように、その検討状況等について大学のホームページ等を通じて、随時情報を発信するとともに、変更については7月31日までに決定し、第7の1及び2のとおり周知する。
- ② 第7の1で示す場合のほか、当該大学が所在する地域の感染状況が著しく深刻であることにより、当該地域において入学者選抜が実施できないことが明らかであるような例外的な場合を除き、令和3年8月1日以降は、個別学力検査を実施する教科・科目の変更や個別学力検査の中止など、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。
なお、感染拡大防止の観点からオンラインによる面接の実施、試験時間の短縮、試験開始時間の変更、実技検査の方法の変更、試験場等の変更など、受験者に不利益を与える恐れがないような変更については、ホームページ等を通じて、可能な限り早期の周知に努めるものとする。
なお、今般の新型コロナウイルス感染症対策という特別の事情に鑑み、2年程度前に予告・公表した学力検査の教科・科目等を見直すことは可能であるが、その場合であっても、入学志願者への影響を十分考慮した上で変更するものとする。

(2) 試験実施のガイドラインの策定

大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施に当たっては、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日付け大学入学者選抜協議会決定）に基づき、感染予防対策等を行うものとする。

第15 備考

この要項は、令和3年度に実施する令和4年度大学入学者選抜に適用する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。

(裏)

※		※		※		※					
5. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容										
	評価										
6. 特別活動の記録	第 1 学 年	第 2 学 年		第 3 学 年		第 4 学 年					
7. 指導上参考となる諸事項	第 1 学 年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (注)具体的な取組内容、期間等					
		(4)取得資格、検定等 (注)専門学校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等		(5)表彰・顕彰等の記録 (注)各種大会やコンクール等の内容や時期、科学オリンピック等における成績、時期 国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績、時期等		(6)その他					
	第 2 学 年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等					
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他					
	第 3 学 年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等					
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他					
	第 4 学 年	(1)学習における特徴等		(2)行動の特徴、特技等		(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等					
		(4)取得資格、検定等		(5)表彰・顕彰等の記録		(6)その他					
	8. 備考										
	9. 出欠の記録										
		学年	1	2	3	4	学年	1	2	3	4
	区分						区分				
授 業 日 数						欠 席 日 数					
出席停止・忌引き等の日数						出 席 日 数					
留学中の授業日数						備 考					
出席しなければならぬ日数											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 令和 年 月 日 学 校 名 所 在 地 校 長 名 <input type="text"/> 印 記載責任者職氏名 <input type="text"/>											

調査書記入上の注意事項等について

- 1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。
- 2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。
- 3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。
- 4 調査書は、日本産業規格A4判（210 × 297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。なお、枚数は任意とする。
- 5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。
- 6 「氏名」，「現住所」，「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。

なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（ ）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（ ）内に記入すること。

また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）

- 7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

(1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。

「教科・科目」の欄については、各学科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

(記入例)

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科 目					
【各学科に共通する各教科・科目】						
国	国語総合	4				4
語	古典B		3			4
【主として専門学科において開設される各教科・科目】						
農	農業と環境	3				4
業	食品流通		5			4

なお、留学については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。

また、特別支援学校における自立活動又は高等学校等においてこの内容を参考として行われる障害に応じた特別の指導（いわゆる通級による指導）については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

- (2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したのものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

- (3) 「評定」の欄は、5, 4, 3, 2, 1の5段階で表示すること。

また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

- (4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。

- (5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること（「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の一部を改正する告示の施行について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課通知）（以下「通知」という。）参照）。

- 8 「各教科の学習成績の状況」及び「全体の学習成績の状況」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

- (1) 各教科の学習成績の状況の欄に記載する教科名について、各学科に共通する各教科・主として専門学科において開設される各教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「共」・「専」を教科名に併記すること。

- (2) 各教科の学習成績の状況は、指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用し記載すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3 + 3 + 5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

- (イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の学習成績の状況は、「3.7」となる。

教科・科目		評 定				修得単位数計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目					
理科	物理基礎	3				2
	化学基礎		3			2
	生物基礎			5		2

- (3) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目等の履修及び単位の修得をもって高等学校学習指導要領の科目の履修及び単位の修得とみなしている場合又は代替している場合についても、それらに係る学校設定科目等の評定を含めて学習成績の状況を算出すること（通知参照）。

- (4) 全体の学習成績の状況は、指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべて

の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \frac{(\text{国語} 4 + 3) + (\text{地歴} 5 + 4 + 4) + \dots}{(\text{国語} 2) + (\text{地歴} 3) + \dots} \\ = \frac{(\text{保体} 4 + 3 + 4 + 4 + 5) + \dots + (\text{家庭} 5)}{(\text{保体} 5) + \dots + (\text{家庭} 1)} = \frac{120}{31} = 3.87$$

(イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の全体の学習成績の状況は、「3.9」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科 目					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
地 理 歴 史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保 体	体 育	4	3	4		8
	保 健	4	5			2
家 庭	家庭総合	5				4

（注）保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

- (1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる種類のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の学習成績の状況を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の学習成績の状況	学習成績概評
5.0 ~ 4.3	A
4.2 ~ 3.5	B
3.4 ~ 2.7	C
2.6 ~ 1.9	D
1.8以下	E

- (2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

(3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を()内に記入すること。

1 0 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末(ないしは、最終学年の成績を判定した時点)現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

1 1 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

1 2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。

(1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴(積極性など)を具体的に記載すること。

(2) 行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴(積極性など)を記載すること。

(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。

(4) 取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。

(5) 表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。

(6) その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関わる所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。

上記(1)～(6)について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

1 3 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

1 4 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制に

よる課程を置く高等学校にあつては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）参照）。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

- 1 5 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所到校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

- 1 6 必履修教科・科目の未履修があつた場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、①「平成19年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成18年11月2日付け18文科高第427号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者、及び②「平成20年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成19年12月21日付け19高大振第66号文部科学省高等教育局大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）に該当する者に係るものとする。

(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお、「修得単位数の計」については、記載すること。）

(2) 「各教科の学習成績の状況」の欄及び「全体の学習成績の状況」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。

(3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。

① 未履修教科・科目名。

② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。

③ 学習成績の状況は未履修科目を除いて算定していること。

- 1 7 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であつたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。

活動報告書のイメージ例

氏名 ()

(1) 学業に関する活動	
① 学内での活動内容	活動期間 ()
※「総合的な学習の時間」、部活動、生徒会活動等において取り組んだ課題研究等	
② 学外での活動内容	活動期間 ()
※ボランティア活動、各種大会・コンクール、留学・海外経験等	

(2) 課題研究等に関する活動

① (課題テーマを選んだ理由)

② (概要・成果)

(3) 資格・検定等に関する活動		
資格・検定・試験等の名称	級・スコア等	取得等の年月

令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した 試験実施のガイドライン

令和3年6月4日決定

大学入学者選抜協議会

1. 基本的な考え方

令和3年度大学入学者選抜の実施については、令和3年1月7日「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、緊急事態宣言が発令された中であっても、「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」ことが決定され、実際、試験を実施する大学の徹底した感染症対策をはじめ、多くの関係者の協力等もあり、特段大きな混乱もなく実施された。

昨年度策定したガイドラインにおいて言及していたとおり、試験の実施の特徴としては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受験生にとっての大学入試が持つ意義について考えた場合、入試はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会であることから、令和4年度大学入学者選抜においても、その実施について広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

本ガイドラインは、昨年度策定したガイドラインを基本に、感染症に関する専門家からの意見や昨年度の試験の実施状況等を踏まえながら、各大学が試験場の衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。また、大学入試センターにおいては、本ガイドラインに基づき、大学入学共通テストを実施するための新型コロナウイルス感染症予防対策について別途策定し、参加大学に周知するものとする。

なお、今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等に応じて、「新型コロナウイルスに対応した大学入試ワーキンググループ」において、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

大学入試センター及び各大学は、試験場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、試験当日、試験終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施することが必要な事項として、例えば、以下のようなことが考えられる。

(1) 事前の準備

① 試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、試験室については、もともと不正防止等の観点から③で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

② 受験生控室の確保

試験の実施方法によって、受験生控室を確保する必要がある場合には、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為は控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受験生への注意喚起を行うこと。

③ 試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

④ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

⑤ 試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

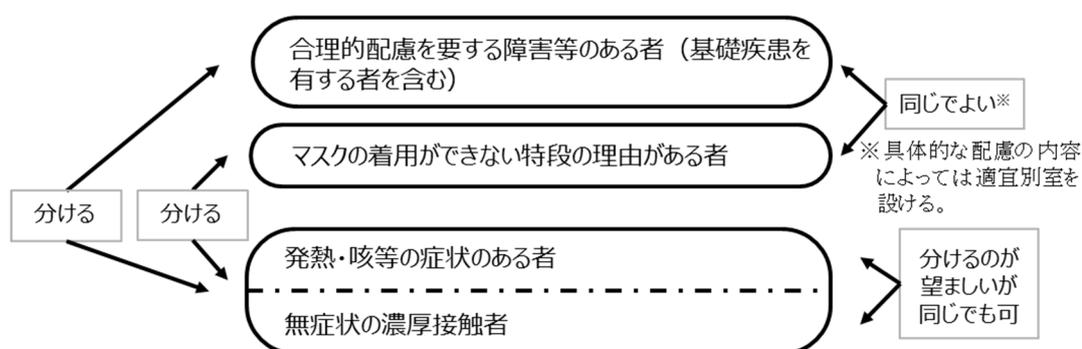
⑥医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

⑦別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、下図並びに2.（2）①の※及び④iv）の※も参照すること）。



⑧試験室の机、椅子の消毒

試験開始前の72時間以上使用していない試験室を除き、試験前日に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

⑨面接試験、実技試験の実施

感染拡大の防止に留意し、各大学においては、ICTを活用したオンライン面接や実技動画の提出を取り入れた多様な選抜方法の工夫を行うことが考えられるが、対面での実施が必要と判断する場合には、面接試験については、受験生同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保するなどの飛沫感染防止策を徹底すること。また、ドアや窓の開放等により、換気を徹底すること。

実技試験については受験生同士が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離で行う歌唱など感染リスクの高い内容を控えることが望ましいが、実施に当たっては、高等学校等における具体的な活動場面ごとの感染予防対策、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、実施すること。

(参考) 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」第3章1. 参照



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

⑩試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑪トイレの使用

トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

⑫試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

⑬保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

⑭試験監督者等に対する感染症対策の要請

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑮関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

⑯新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

各大学において、例えば、専用電話や専用ホームページの開設などを検討すること（大学入試センターにおいても、ホームページにおいて、各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理した Q&A の掲載など、受験生に対して大学入学共通テストにおける対応を周知するとともに、受験生からの問合せに対して適切に対応することとしている）。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

(参考) 正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより）



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>



<https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験当日までに発熱・咳等の症状を理由に受験生から追試験の受験等の申出があり、診断書の提出等を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。

また、試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

- i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させること。

- ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR等の検査の結果が陰性であることを文書等で証明する義務はないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること）。

- iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

- iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染症対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

- i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確認すること
※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染症対策上は問題ない。
- ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること
- iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること
- iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）。

⑥体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、試験実施上、支障のない範囲で受験生が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。

⑧昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等は行わず、受験生には昼食持参と自席

での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、短時間の食事に比べ長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まることから、あらかじめその時間を限定して設定すること。

⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

⑩試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行うこと。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後2週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

①感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

(参考) 受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～



https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext_daigakuc02-000005144_1.pdf

②医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。なお、大学入試センター及び各大学は、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナウイルスワクチンの接種を、受験要件にしないこと。

発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2. (2)

④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせ受診の可否を確認すること。

海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後の待機期間中は受験できないこと。

④受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨

を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと（地域独自の QR コード等による追跡システムがある場合には、その利用についても呼びかけることが考えられる）。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

3. 令和4年度大学入学者選抜実施要項の 変更について

令和4年度大学入学者選抜実施要項の変更について

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>第1 基本方針</p> <p>大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。</p> <p>なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。</p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。） ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。） ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度 	<p>記載箇所の変更。</p> <p>（制度化から2年が経過したことから、基本方針ではなく、第13その他注意事項へ）</p>
<p>第2 アドミッション・ポリシー</p> <p>アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p> <p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。</p> <p>あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述する。</p> <p>また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。</p> <p>なお、各大学におけるアドミッション・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。</p>	
<p>第3 入試方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般入試」という。）による。 <ul style="list-style-type: none"> *入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。 2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合型選抜 <p>詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> 	

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。 *入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。</p> <p>② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 *例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。</p> <p>(2) 学校推薦型選抜 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</p> <p>① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。</p> <p>(3) 専門学科・総合学科卒業生入試 高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより評価・判定する入試方法。</p> <p>(4) 帰国生徒選抜・社会人選抜 帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過などに鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</p> <p>3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。</p>	
<p>第4 試験期日等</p> <p>1 大学入学共通テストの実施期日等は以下のとおりとする。 (1)本試験 令和4-3年1月1516日、1617日 (2)追試験 令和4-3年1月2930日、3031日 ※(1)の追試験としても実施。 (3)特例追試験 令和3年2月13日、14日 ※(2)の追試験として実施。</p> <p>2 各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</p> <p>(1) 試験期日 令和4-3年2月1日から3月25日までの間 なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和4-3年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和4-3年3月31日まで</p> <p>3 総合型選抜、学校推薦型選抜、等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>4 総合型選抜については、入学願書受付を令和3-2年9月115日以降とし、その判定結果を令和3-2年11月1日以降に発表する。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3-2年11月1日以降とし、その判定結果を令和3-2年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。</p> <p>6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。</p>	<p><u>新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、本試験の2週間後に追試験を設定。</u></p>
<p>第5 調査書</p> <p>1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。</p>	

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。</p> <p>各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。</p> <p>なお、必修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</p> <p>3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容をどのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。</p> <p>4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。</p> <p>5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。</p> <p>6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、すべての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</p> <p>7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。</p> <p>8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。</p> <p>(1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。</p> <p>(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。</p>	
<p>第6 学力検査等</p> <p>1 個別学力検査</p> <p>(1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。</p> <p>(2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。</p> <p>なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。</p> <p>(3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。</p> <p>(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。</p> <p>① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。</p> <p>② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。(6) 個別学力検査における公正確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験</p>	

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>者の氏名や受験番号をマスクングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防ぐための方策を講ずる。</p> <p>2 大学入学共通テストの利用</p> <p>大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあつては、「令和4-3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和2元年6月19-4日付け2元文科高第280106号文部科学省高等教育局長通知、令和2年1月29日一部改正）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。</p> <p>(2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。</p> <p>(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用</p> <p>入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。</p> <p>主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。</p> <p>小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないうよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p> <p>4 資格・検定試験等の成績の活用</p> <p>(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。</p> <p>③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。</p> <p>5 志願者本人が記載する資料等の活用</p> <p>活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。</p>	
<p>第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表</p> <p>1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和3-2年6月4-19日から7月31日までに発表するものとし、<u>発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。</u></p> <p>2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。</p> <p>3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p>	<p>受験生が予見できない不利益を被ることがないように、予定どおり入学者選抜が実施できないやむを得ない事情が生じない限りは、入学者選抜に関する基本的事項を発表した後の変更は行わないことを明確にした。</p>
<p>第8 募集人員</p> <p>1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。</p> <p>なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同</p>	

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>様とする。</p> <p>2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。</p> <p>短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。</p> <p>3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。</p> <p>4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。</p>	
<p>第9 出願資格</p> <p>大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。</p>	
<p>第10 募集要項等</p> <p>1 募集要項</p> <p>(1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和3-2年12月15日までに発表する。</p> <p>(2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等どのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。</p> <p>(3) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等における取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。</p> <p>(4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知)を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。</p> <p>(5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。</p> <p>2 入学手続</p> <p>(1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。</p> <p><u>(2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成14年10月1日付け文科高第454号文部科学事務次官通知)を踏まえ、その額の抑制に努めるとともに、独自の減免又は分割納入等の措置を積極的に講じるよう努めることとし、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。</u></p> <p>(32) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」(昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局长・文部省大学局长通知)の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。</p> <p>(43) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」(平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育局长・文部科学省生涯学習政策局长通知)の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。</p> <p>① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は学校推薦型選抜(これに類する入学試験を含む。)に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。)については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。</p> <p>② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、経済的に困窮する受験生がいる状況に鑑み、通知の内容を改めて周知するため、追記。</p>
<p>第11 国立大学の入学者選抜</p> <p>国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。</p>	
<p>第12 公立大学の入学者選抜</p> <p>公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。</p>	

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>第13 その他注意事項</p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。</p> <p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。</p> <p>その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など</p> <p>② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など</p> <p>③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。</p> <p>また、入試における配慮の内容や受入れ実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。</p> <p>2 入試情報の取扱い</p> <p>(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 試験問題については、原則として公表するものとする。</p> <p>② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。</p> <p>なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。</p> <p>(2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。</p> <p>(3) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととするとともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。</p> <p>3 入学者選抜の実施に係るミスの防止</p> <p>各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。</p> <p>(1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。</p> <p>また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。</p> <p>(2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中、実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。</p>	<p>文言の適正化。</p>

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。</p> <p>(3) 試験の実施においては、教員、事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。</p> <p>(4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。</p> <p>(5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。</p> <p>(6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。</p> <p>4 入学者選抜の公正確保</p> <p>(1) 入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。 また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。</p> <p>(2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。</p> <p>(3) 受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。</p> <p>(4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスクングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。</p> <p>(5) 次のような公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。 ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。</p> <p>(6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。</p> <p>(7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。</p> <p><u>5 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜</u> <u>専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、「専門職大学設置基準」(平成29年文部科学省令第33号)、「専門職短期大学設置基準」(平成29年文部科学省令第34号)及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」(平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知)を踏まえ実施するものとする。</u></p> <p>6-5 国際連携学科の入学者選抜</p> <p>(1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科(以下「国際連携学科」という。)の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学(以下「連携外国大学」という。)との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすと同時に、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。</p> <p>(2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p> <p>7-6 外国人を対象とした入試</p> <p>(1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)」(令和2年4月9日付け2高学留第5号文部科学省高等教育局学生・留学生</p>	<p><u>記載箇所の変更。</u> (第1 基本方針より)</p>

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>課長通知。)に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。</p> <p>(2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。</p> <p>(3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。</p> <p>8-7 災害等の不測の事態への対応</p> <p>各大学は、入学志願者の進学のを確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。</p> <p>9-8 その他</p> <p>(1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。</p> <p>(2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。</p> <p>(3) 各大学は、入学手続きをとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に12月以前に入学手続きをとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。</p> <p>また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。</p> <p>なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。</p> <p>(4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断する。</p>	
<p>第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等</p> <p>1 試験期日等</p> <p>(1) 大学入学共通テスト</p> <p>① 入学志願者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れ(以下この項において「学業の遅れ」という。)や同感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、下記②のとおり、日程を設定することとする。追試験(ii)については、学業の遅れを理由に当該日程を選択する者を対象とするとともに、本試験(i)を疾病等の理由で受験できなかった者を対象の追試験として実施することとし、全都道府県に試験場のを設置場所は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、別途決定し、周知することとする。</p> <p>上記の措置に加えて、学業の遅れを理由に(ii)を選択した入学志願者が疾病等を理由に受験できなかった場合に備え、別途、特例追試験を実施する。</p> <p>② その上で試験期日等は以下のとおりとする(第4 再掲)。</p> <p>本試験(i) 令和4-3年1月15-16日、16-17日 追試験(ii) 令和4-3年1月29-30日、30-31日 ※(i)の追試験としても実施。 (iii) 特例追試験 令和3年2月13日、14日 ※(ii)の追試験として実施。</p> <p>③ 各大学は、上記(iii)の受験者が当該大学の大学入学共通テストを利用する選抜に出願できるよう配慮する。</p> <p>④ 学校推薦型選抜で(iii)の成績を活用する場合の判定結果の発表は、第4の5の規定にかかわらず、一般選抜の試験期日の前日までに行うことを要しないものとする。</p> <p>(2) 個別学力検査</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学は次のいずれか一つの方策を必ず講ずることとする。文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。</p> <p>(ア) 追試験の設定</p>	<p>昨年度のような第2日程や特例追試験を設定しないことを踏まえて修正。</p> <p>今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて判断することとした。同年9月14日付けで全国47都道府県に設置することを決定。</p>

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>(イ) 追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替</p> <p>② その上で、各大学は、各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を実施する場合の期日については、次により適宜定める（第4 再掲）。</p> <p>(ア) 個別学力検査の試験期日 令和4-3年2月1日から3月25日までの間 なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和4-3年2月1日より前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(イ) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める</p> <p>(ウ) 合格者の決定発表 令和4-3年3月31日まで</p> <p>(3) 総合型選抜については、新型コロナウイルス感染症に伴う高等学校の臨時休業期間に配慮し、入学願書受付を令和3-2年9月1-15日以降とし、に遅らせる。なお、その判定結果は令和3-2年11月1日以降に発表する（第4 再掲）。</p> <p>(4) 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3-2年11月1日以降とし、その判定結果を令和3-2年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する（第4 再掲）。</p> <p>(5) 中止・延期等となった大会や資格・検定試験等への対応</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響発生により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校等における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。</p> <p>② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、<u>評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。</u> <u>その際、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする以下のような選抜の工夫に配慮する。</u></p> <p>(ア) 評価の方法や重み付け等に配慮し、この間の個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するものとする。このため、各大学は、入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、例えば、ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出、小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出などを取り入れた選抜を行う。 <u>なお、ICTの活用に当たっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、代替措置などの配慮を行うこととする。</u></p> <p>(6) ICTの活用等 <u>特に総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例えば、ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出、小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出などを取り入れた選抜を行うなどの工夫に配慮する。</u> <u>また、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設やその他外国の学校の生徒については、水際対策の影響により、容易に帰国できないことから、同様の工夫に配慮する。</u> <u>ICTの活用にあたっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。</u></p> <p>① <u>通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。</u></p> <p>② <u>入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。</u></p> <p>③ <u>大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。</u></p> <p>④ <u>ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。</u></p> <p>(76) 外国人留学生が、実施されないこととなった日本留学試験等の成績を入学試験出願時に提出できないことによって受験の機会を失うことがないように配慮を行う。 <u>また、入学志願者にかかる負担軽減や新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫によ</u></p>	<p>記載対象の明確化</p> <p><u>(イ)を(6)として整理したことによる修正。</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点や、水際対策の影響により容易に帰国できない在外教育施設等の受験生の状況を踏まえ、ICTの活用等による入学者選抜の工夫を(6)として整理するとともにICT活用の際の留意事項等を整理。</p> <p>外国人入学志願者の負担軽減や新型コロナウイルス感染症の状況を</p>

令和4-3年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p><u>り、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。</u></p> <p>2 出題範囲等 各大学は、大学入学共通テストの科目指定に関し、第7の3に示す2年程度前の予告・公表の例外として、各大学のアドミッション・ポリシーを踏まえ、例えば、高等学校第3学年でも履修することの多い地理歴史、公民、理科の2科目指定を1科目に減じることや、指定科目以外の科目への変更を認めるなどの配慮を行うよう努めるものとする。 また、各大学の個別学力検査の出題範囲等に関し、高等学校第3学年でも履修することの多い科目（数学Ⅲ、物理、化学、生物、地学、世界史B、日本史B、地理B、倫理、政治・経済など）の個別学力検査において、入学志願者が解答する問題を選択できる出題方法とするなどの配慮を行うことや、教科書において「発展的な学習内容」として記載されている内容から出題しない、あるいは出題する場合においても、設問中に補足事項等を記載するなど、特定の入学志願者が不利にならない設問とすることなどの工夫を行うものとする。 各大学が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れに配慮する観点から行う上記の内容は、第7の1に示す入学者選抜に関する基本的事項を公表する期日である7月31日までに決定し、公表するものとし、文部科学省は、各大学の講じた措置を同省のホームページにおいて周知する。</p> <p>2-3 調査書 (1) <u>新型コロナウイルス感染症の影響による、高等学校における臨時休業や大会、資格・検定試験の中止等を踏まえにより、第3学年の評定、特別活動の記録や指導上参考となる諸事項の記載ができない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載することができる（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）の取扱は以下によること</u>ができる（別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について17 再掲）。</p> <p>① 第3学年の評定欄の記載方法 総合型選抜及び学校推薦型選抜の出願に当たり、臨時休業により第3学年の評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とすること（例：「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため記載不可。」）。</p> <p>② 特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄の記載 臨時休業や大会、資格・検定試験等の中止等により、記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。</p> <p>(2) 各大学は、<u>上記(1)の記載不可や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時休業により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。</u></p> <p>3-4 その他 (1) 入学志願者への情報提供・周知</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症への対応として、従来の方法と異なる選抜方法を検討している場合には、入学志願者が安心して準備できるように、その検討状況等について大学のホームページ等を通じて、随時情報を発信するとともに、変更については7月31日まで早期に決定し、第7の1及び2のとおり周知する。</p> <p><u>② 第7の1で示す場合のほか、当該大学が所在する地域の感染状況が著しく深刻であることにより、当該地域において入学者選抜が実施できないことが明らかであるような例外的な場合を除き、令和3年8月1日以降は、個別学力検査を実施する教科・科目の変更や個別学力検査の中止など、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。</u> <u>なお、感染拡大防止の観点からオンラインによる面接の実施、試験時間の短縮、試験開始時間の変更、実技検査の方法の変更、試験場等の変更など、受験者に不利益を与える恐れがないような変更については、ホームページ等を通じて、可能な限り早期の周知に努めるものとする。</u></p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあり得る場合には、その旨を明記するとともに、変更については早期に決定し、周知する。 なお、上記のいずれの場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症対策という特別の事情に鑑み、2年程度前に予告・公表した学力検査の教科・科目等を見直すことは可能であるが、その場合であっても、入学志願者への影響を十分考慮した上で変更するものとする。</p> <p>(2) 試験実施のガイドラインの策定 大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施に当たっては、<u>別添の「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3-2年6月4-19日付け大学入学者選抜協議会方法の改善に関する協議決定）に基づき、感染予防対策等を行うものとする。</u></p> <p>(3) 新型コロナウイルス等の今後の状況に対応した本要項の見直し 試験実施時期の感染拡大の状況によっては試験期目を改めて検討することとしている。また、</p>	<p><u>踏まえ、渡航を伴わない選抜の方法の工夫に配慮することを追記。</u></p> <p><u>今年度は全国一斉の臨時休業が行われていないことから、削除。</u></p> <p><u>今年度は全国一斉の臨時休業が行われていないことから、記載事項を見直し。</u></p> <p><u>第7の1の修正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の観点から追記。</u></p> <p><u>昨年度の実績を踏まえ、削除。</u></p>

令和 4 ³ 年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p style="color: red;">秋以降に臨時休業が実施される状況が生じ、高等学校の卒業及び大学入学の時期が4月以降となる場合には、それに応じて試験期日等も見直すこととする。</p>	
<p>第15 備考</p> <p>この要項は、令和3²年度に実施する令和4³年度大学入学者選抜に適用する。</p> <p>なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。</p>	

4. 令和4年度大学入学者選抜実施要項 Q & A

令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日)に関する

Q&A

令和3年9月10日
令和3年10月11日更新
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室

第3 入試方法	7
Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。	7
第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表	7
Q2 追試験や振替受験の設定はいつまでに公表すればよいのか。	7
第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等	8
1 試験期日等(2) 関係	8
(受験機会確保を必要とする対象者関係)	8
Q3 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。	8
Q4 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。	8
(受験機会確保関係)	8
Q5 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。	8
Q6 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。	8
Q7 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。	9
Q8 Q7に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。	9
Q9 Q7に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。 ..	9
Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。	9
Q11 Q10に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための	

- 配慮は不要なのか。…………… 9
- Q12 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。…………… 10
- Q13 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。…………… 10
- Q14 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和4年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。…………… 10
- Q15 人口呼吸器等による治療を行わなかった場合の退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状軽快後72時間経過ということか。…………… 10
- Q16 3月末に実施する試験の追試験を実施、可否判定をする場合、追試験の期日が3月26日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。…………… 11
- Q17 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。…………… 11
 (受験機会の確保のための個別学力検査関係) …………… 11
- Q18 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。…………… 11
- Q19 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試験等の対応が必要か。…………… 11
- Q20 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。…………… 12
- Q21 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。…………… 12
- Q22 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。…………… 12
- Q23 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。…………… 12
 (定員管理関係) …………… 12
- Q24 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということによいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。…………… 12

Q25	選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和4年度大学入学者選抜においても昨年度のような、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。 . . .	13
1	試験期日等（5）関係	13
Q26	資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。	13
4	その他（1）関係	13
Q27	受験機会確保の方策について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。	13
	別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について	14
Q28	別紙様式1（調査書様式）の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。	14
Q29	各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。	14
Q30	調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。	14
Q31	調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。	14
Q32	Q31について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。	15
Q33	平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施（現高校3年生から）されていることから、本年6月4日付で周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいのか。	15
Q34	部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。	15
Q35	各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならないのか。	15
Q36	実施要項第14の2(2)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の	

入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が 少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含ま れていると理解してよいか。.....	16
Q37 「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜に おける調査書の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科高第709号高 等教育局長通知）の取扱いは、令和4年度大学入学者選抜に限る取扱いという理解でよい か。また、次年度以降はどのような取扱いになるか。.....	16
Q38 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないことと されているが、「0」と記載すべきか。また、他の「出席しなければならない日数」など も同様に記載しなくてよいのか。.....	16
Q39 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないことと されているが、3年生の欄のみ記載しないということか。.....	16
Q40 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載す ることができるのか。.....	17
Q41 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。.....	17
別添 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施 のガイドライン	17
1. 関係	17
Q42 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。.....	17
Q43 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていると理 解すればよいか。.....	17
2. (1) 関係	18
Q44 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える 試験室で試験を実施してもよいのか。.....	18
Q45 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数名いた場合、2メー トル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。.....	18
Q46 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、 これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。.....	18
Q47 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実 施することは可能か。.....	18
Q48 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応 が必要か。.....	19
Q49 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。.....	19
Q50 Q49について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来な いことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。.....	19
Q51 2. (1) ⑨「面接試験、実技試験の実施」では、昨年ガイドラインにて「常時ドア	

を開放しておくこと」とされていた箇所が常時ではなくなった。一方で、2. (2) ⑦「換気の実施」では、昨年記載がなかった「ドアの常時開放等の工夫」が記載されている。	19
Q52 受験生と接触する可能性のある試験監督者等にコロナワクチンの接種を推奨してもよいか。	20
2. (2) 関係	20
Q53 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。	20
Q54 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。	20
Q55 受験時に不織布製のマスクを着用するよう、受験生に周知してよいか。	20
Q56 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。	21
Q57 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。	21
Q58 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。	21
Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。	22
Q60 昼食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていれば「時間を限定して設定」したことになるのか。	22
Q61 昼食以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とするべきか。	22
Q62 全員一律に検温する必要はないとのことだが、当日の朝に検温をし忘れた受験生に対して、検温できるスペースを設けることは可能か。	22
3. 関係	22
Q63 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。	22
Q64 ガイドライン3. ③に新型コロナウイルスワクチンの接種を受験要件としないことと明記されているが、同ガイドラインの3. ⑦では、受験生に予防接種を受けておくことが望ましいと明記されており、矛盾しているのではないか。	23
Q65 新型コロナウイルスのワクチン接種の有無を受験要件にはしないということであるが、大学の判断で接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。	23
Q66 新型コロナウイルスに罹患していないことの証明や新型コロナウイルスワクチンの接種を受験要件にすることはできないが、任意にそうした情報を受験生から提出してもらうことは可能か。	23
Q67 3. ⑤に「37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め」と記載があるが、平熱	

が高い受験者や、緊張等により37.5度以上の熱が出る受験者がいることが想定される。

この場合に37.5度という基準をどのように取り扱えばよいか。…………… 23

Q68 何のために受験生に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の導入を推奨するののか。…………… 24

Q69 COCoAをダウンロードしている受験生が受験時に感染していた場合や濃厚接触者だった場合には、何らかの情報が大学にも連絡されるのか。…………… 24

第3 入試方法

Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。

A 令和4年度大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。)において、学校長の推薦がなければ受験できない学校推薦型選抜は、学部等募集単位ごとに入学定員の5割を超えないこととされていますが、公募型の総合型選抜については、募集人員に関する制約はありませんので、それを踏まえ、各大学において学校推薦型選抜と総合型選抜の募集人員の設定をご検討ください。

なお、医師などの高度な専門知識等が必要な職業分野を目指す入学者を総合型選抜で決定することは、入学後の学修や目指す職業とのミスマッチを防止する効果が期待できることから、本年度の実施要項では、入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意することとしています。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

Q2 追試験や振替受験の設定はいつまでに公表すればよいのか。

A 実施要項第7の1にあるとおり、入試方法の区分ごとに、

- ・個別学力検査の実施教科・科目、
- ・入試方法(小論文の出題や面接の実施等)、
- ・その他入学者選抜に関する基本的な事項

を公表することが必要です。

昨年度同様、今年度も、新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験生の受験機会を確保するため、各大学は、

(ア)追試験の設定

(イ)追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替

のいずれか一つを必ず講ずることが求められていますので、必ずしも7月31日までに公表が必要ではありませんが、決定次第速やかに公表をお願いします。

なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いします。

第 14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

1 試験期日等(2)関係

(受験機会確保を必要とする対象者関係)

Q3 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。

A 要請の趣旨は貴見のとおりです。一方、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の3. ④において追試験等の受験の検討を要請する対象者は、試験の前から継続して発熱・咳等のある受験生としていますので、疾病等により受験予定の試験を受験できなかったことを証明する医師の診断書の提出があった場合には、新型コロナウイルス感染症の罹患に限らず、追試験の受験を認めることが適切と考えています。

Q4 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。

A 実施要項で追試験等を設けることとしている趣旨は、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験をやむを得ず受験することができなかった者の受験機会の確保が目的ですので、受験予定だった試験を受験することができなかったことを証明する医師の診断書の提出を求めることは可能と考えます。

ただし、ガイドラインの2. (2)③において、診断書の提出を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応することとしていますので、予め診断書提出の要否や求めない場合の対応について、早めに受験生に周知をお願いします。

(受験機会確保関係)

Q5 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。

A 受験生の受験機会確保の観点から、少なくとも学部等の募集単位で、追試験の設定又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施してください。

Q6 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能

か。

A 可能です。

Q7 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。

A 返金手続きや再度の出願手続きが受験生にとって過度に負担になるようなことがなければ可能と考えます。

Q8 Q7に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。

A 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行うこととしており、受験生の想定と異なる追加の受験料を求めることは妥当ではないと考えます。

Q9 Q7に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。

A 追加的な受験料の負担がないということであれば、受験機会を確保するための対応がなされたものと考えます。

Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。

A 2月1日以降に実施する個別学力検査が対象ですが、総合型選抜や学校推薦型選抜においても適宜受験機会が確保されるよう配慮をお願いします。

Q11 Q10に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。

A 個別学力検査の実施は実施要項において2月1日以降とされております。

Q12 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。

A 選抜方法が異なる場合、一般選抜の受験生と、個別学力検査以外の評価も含めて可否判定する他の選抜の受験生の成績を単純比較することは困難と考えます。ただし、総合型選抜の個別学力検査を活用し、当該学力検査が実施される日程で一般選抜における追試験を実施することは可能と考えます。

Q13 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。

A 共通テストの利用を予定していない選抜区分の場合、共通テストを受験する予定がない受験生にとっては、共通テストの受験やそのための検定料等の追加的な負担が生じることから、受験生に対し、共通テストの出願開始前(9/26以前)に周知している場合を除き、追試験の選抜資料として共通テストの成績を活用することは、望ましくないと考えます。

なお、本来受験する選抜区分において共通テストを利用する場合には、ご質問のような方法で追試験を実施することは可能と考えます。

Q14 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和4年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。

A 共通テストについては、本試験の2週間後に追試験が行われますが、この2週間という期間は、一般選抜における追試験の設定にも適用されるものではありません。例えば、後期日程終了後、10日程度の期間を設けて追試験を実施することで、3月25日までに試験を実施することは可能と考えます。

また、試験実施が困難な場合には、大学入学共通テストの成績と口頭試問や面接、志願者本人が記載する資料等を活用して追試験を実施することも可能と考えます。

Q15 人口呼吸器等による治療を行わなかった場合の退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状

軽快後 72 時間経過ということか。

A 発症日を0日として、10日経過していることと症状軽快後72時間経過していることが満たされている場合になりますので、発症日から10日経過するまでの間に症状軽快後72時間経過していれば、発症日から10日経過をもって退院可能です。なお、退院基準等については更新されていることがございますので、最新の情報は、厚生労働省HP等においてご確認ください。

Q16 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月 26 日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。

A 試験期日は2月1日から3月 25 日まで、合格者の決定発表は3月 31 日までを順守するようご対応ください。

Q17 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。

A 試験期日は2月1日から3月 25 日まで、合格者の決定発表は3月 31 日までとされていますので、このことを念頭に各大学においてご判断ください。

(受験機会の確保のための個別学力検査関係)

Q18 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。

A 個別学力検査には該当しないため、必ず講ずることを求めるものではありませんが、受験機会確保の観点から、可能な限り同様の配慮をお願いします。

Q19 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。

A 面接等は、個別学力検査には該当しないため、面接等の単位で追試験を講ずることを求めるものではありませんが、個別学力検査と組み合わせて選抜する場合には、受験機会確保の観点から、個別学力検査と同様の配慮をお願いします。

Q20 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。

A 各大学のアドミッション・ポリシーに基づきご判断いただくことですが、実施要項第14の3(1)②のとおり、8月1日以降は、個別学力検査を実施する教科・科目の変更や個別学力検査の中止など、受験生に不利益を与える恐れのある変更は行わないようお願いします。

Q21 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。

A 追試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q22 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q23 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のアドミッション・ポリシーのもと、受験生に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できると考えられる場合は可能と考えます。

(定員管理関係)

Q24 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということでよいか。また、振替を実施

する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。

A 貴見のとおりです。

Q25 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和4年度大学入学者選抜においても昨年度のような、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。

A 受験生の受験機会の確保が図られるよう、各大学における個別学力検査の追試験や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替が実施され、それらの試験により合格し、入学した者については、昨年度と同様、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の入学定員超過率の算定における入学者には含めない方向で調整中です。

1 試験期日等(5)関係

Q26 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、既に延期又は中止になった検定期等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。

A 資格・検定試験については、様々な分野において入学者選抜で活用する大学が多い一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によってこれらの試験が延期又は中止となることも予想されます。

このため、各大学においては、資格・検定試験を活用する場合には、延期又は中止となったこれらの試験を受検できなかったことをもって、入学志願者が不利益を被らないような代替措置を講じるようお願いしているところです。その対応方策の一つとしてご質問のような対応は妥当な措置の一つと考えます。

4 その他(1)関係

Q27 受験機会確保の方策について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。

A 受験生の予見可能性を確保するため、可能な限り詳細な情報の公表をお願いします。

別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q28 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。

A 別紙様式1の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q29 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。

A 調査書の各欄の記載分量については、「調査書記入上の注意事項等について」の1のとおり、枠の大きさや文字の大きさは任意としており、特に制限は設けていません。一方、校務支援システム等において必要な情報が記載出来ない場合は、当該欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付しご対応ください。

Q30 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。

A 調査書が2枚以上となる場合は、高等学校や自治体の公印規則等の規定に従って、適切に対応してください。

規定がない場合は、その真正性について大学が確実に確認出来るように、高等学校において、厳封の上、一綴の資料として大学へ提出してください。

また、高等学校において調査書を作成する際に、資料の落丁、散逸を防止するため、学校長の判断で、様式欄外の各頁に志願者の氏名等を記載することやホッチキス等で綴じることなどの工夫をすることは可能です。

Q31 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。

A 昨年度より、調査書の枚数は任意としていますが、印刷の出力形式については、提出先の大学に確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。また、調査書の提出を受ける大学においては、高等学校等からA3用紙による調査書提出について事前確認がない場合でも、A4用紙での再提出などの負担を求めることは避け、提出された調査書を活用してください。なお、実施要項第5の6のとおり、過年度卒業生については、従前の様式による提出が可能です。

Q32 Q31について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。

A Q31 はA3で出力することについてのご質問に対する回答です。「調査書記入上の注意事項等について」の4が原則になりますので、大学への問い合わせは不要です。

Q33 平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施（現高校3年生から）されていることから、本年6月4日付で周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいか。

A 修正して構いません。

なお、文部科学省よりお示ししている新学習指導要領下での高等学校の指導要録（参考様式）は2022年4月1日以降に入学する者から適用することとしておりますが、先行して指導要録において「総合的な探究の時間」と名称を改め記録している高等学校等もありますので、本年6月9日付の事務連絡にて、調査書の「総合的な学習の時間」の欄の記載方法については、以下の取扱いとすることとし、周知していますので、調査書を受け取る大学においては、適切な運用をお願いします。

- ① 指導要録において「総合的な探究の時間」として記録している場合は、調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所にその内容を記載すること。
- ② 調査書に「総合的な学習の時間」と表記されている箇所を、「総合的な探究の時間」に修正しても差し支えないこと。
- ③ 各大学においては、高等学校等から提出される調査書の「総合的な学習の時間」の表記が「総合的な探究の時間」に修正されていても、同一のものとして扱うこと。

Q34 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。

A 単に入賞歴を記載する場合であれば、「(5)表彰・顕彰等の記録」に記載すればよいと考えますが、指導要録に記載されている内容に応じて適切な欄に記載してください。

Q35 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければ

ならないのか。

A 大学が当該大学の学部等に対する能力・適性等について記載を求めている場合において、特に高等学校長が推薦できる生徒について記載をしてください。

Q36 実施要項第 14 の2(2)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいか。

A 貴見のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う「9. 出欠の記録」欄への記載内容（「出席日数」、「出席停止・忌引き等の日数」、「出席しなければならない日数」等）により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにお願いします。

Q37 「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和3年 10 月1日付け3文科高第 709 号 高等教育局長通知）の取扱いは、令和4年度大学入学者選抜に限る取扱いという理解でよいか。また、次年度以降はどのような取扱いになるか。

A 本通知は、あくまで令和4年度大学入学者選抜に係る取扱いを示すものです。なお、次年度以降の取扱いは、今回の取扱いも踏まえ、高校・大学関係者の協議を経て、毎年6月頃に通知する大学入学者選抜実施要項において、当該年度の大学入学者選抜における調査書の取扱いを通知する予定です。

Q38 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、「0」と記載すべきか。また、他の「出席しなければならない日数」なども同様に記載しなくてよいのか。

A 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」の欄のみを記載しないこととしていますので、これらについては空欄としてください。

Q39 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととさ

れているが、3年生の欄のみ記載しないということか。

A 一律に「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととしていますので、事由によらず、全ての学年の欄について空欄としてください。ただし、既に記入済みの「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」を改めて空欄にすることで新たな負担が生じる場合には、記入してあってもやむを得ないと考えます。

Q40 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。

A 予定どおり参加していれば、その状況を記載することとなっていた大会名等を記載することを想定しています。

Q41 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。

A 各学校の文書規則等に基づき真正性が証明できるようご対応ください。

別添 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

1. 関係

Q42 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。

A ガイドラインは、各試験場の衛生管理体制の構築等に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものです。したがってこれらすべてについて必ず文言通り実施しなければならないという趣旨のものではありませんが、コロナ禍で入学者選抜を実施する上では、受験生の安全確保のためにどのような対応を取るのか社会的な説明責任を果たすことが各大学には求められると考えます。

Q43 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていると理解すればよいか。

A ガイドラインは、各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受

験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、大学入試センター及び各大学が共通テスト及び個別入試における試験実施体制を整えるに当たって活用されることを想定しています。

なお、大学入試センターは、ガイドラインを基に共通テストにおける感染対策等を策定し、近日中に大学・教育委員会等へ周知しますので、共通テスト参加大学においては、大学入試センターの感染対策を順守し、試験の準備に遺漏のないようお願いします。

2. (1)関係

Q44 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。

A 受験者間の距離が1メートル程度確保され、その他ガイドラインで示している様々な感染防止策を講じていれば、試験室の確保について、追加的な対応は不要です。

Q45 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数名いた場合、2メートル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。

A 別室は2メートル以上の間隔での座席配置を行うことを基本としていますので、同室にて受験させることも可能です。なお、マスクを着用できない受験生がいる試験室では、特に会話や他の受験生との接触がないよう注意喚起の徹底をお願いします。

Q46 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。

A 受験生の控室を設ける場合には、そのようにしてください。また、試験室と同様の感染防止策を講じてください。

Q47 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。

A 試験開始前 72 時間以内に学内の学生又は教職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒してください(消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます)。
また、ガイドライン2(1)⑤のとおり、体調不良などを訴える者がいる場合に備え、代

替の試験監督者等を確保しておくとともに、試験実施準備中から試験監督者等とその代替者の接触を避けることや、準備作業をグループ分けし、作業時間をずらすなどの工夫をすることで、円滑な試験実施ができるよう準備をお願いします。

Q48 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応が必要か。

A 当該感染者が確実に活動していない範囲で試験室を確保するか、当該感染者が活動した可能性がある試験室全体を消毒対象として対応するようお願いします。

Q49 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。

A 試験実施大学が個々の受験生について濃厚接触者であるかどうかを確認することは困難であり、本人からの申告によって対応することが必要です。なお、濃厚接触者とは、あくまで保健所から特定された者のみであり、COCOAの通知などで特定されるものではありません。

Q50 Q49について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。

A 保健所において濃厚接触者であることを文書で証明する義務はないため、自己申告を受けて判断してください。

Q51 2. (1)⑨「面接試験、実技試験の実施」では、昨年ガイドラインにて「常時ドアを開放しておくこと」とされていた箇所が常時ではなくなった。一方で、2. (2)⑦「換気の実施」では、昨年記載がなかった「ドアの常時開放等の工夫」が記載されている。

昨年は面接試験でドアを常時開放したため、試験の公平性等の観点から試験室を離して設置しなければならず、試験室確保が難しかったが、今年度のガイドラインにおいて、面接試験等におけるドアの常時開放は必ず必要か。

A 2. (1)⑨は事前の準備であるため、常時開放は必須ではないものの、2. (2)⑦の試験当日の対応としてはより十分な換気やドア等を介した間接的な接触の回避から、試験実施上支障のない範囲で「ドアの常時開放」を例示しています。

各大学においては、試験室の環境等を踏まえ、十分な換気を実施するようお願いします。

ます。

Q52 受験生と接触する可能性のある試験監督者等にコロナワクチンの接種を推奨してもよいか。

A 試験場における感染症対策の一環として、試験監督者等にコロナワクチンの接種について協力をお願いすることは可能です。ただし、ワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われることや、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種に際し細やかな配慮をお願いします*。

※(参考)厚生労働省HP(新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け) 1. 緊急事態宣言と政府の方針 問10)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-10

2. (2)関係

Q53 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。

A ガイドライン「2. 試験場の衛生管理体制等の構築」(2)①においては、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務づけるようお願いしています。なお、マスクを忘れた受験生のために事前に未所持者に提供可能なマスクを大学において準備いただくこともお願いします。

Q54 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。

A 会話をしない状況であっても、くしゃみ等によって飛沫が拡散することも起こり得ることから、マスク着用の上、受験させてください。

Q55 受験時に不織布製のマスクを着用するよう、受験生に周知してよいか。

A 政府のHPにおいても「品質の確かな、できれば不織布を着用してください。」(<https://corona.go.jp/proposal/>)と周知されていますので、周知することは適切だと考えますが、受験生が着用するマスクの材質のみを理由に受験を認めないなどの不利益

な取扱いにならないようご注意ください。

なお、マスクの効果に関しては、以下に掲載されていますので、ご参考ください。

(参考)マスクの効果について

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf

(参考)マスクの効果に関する動画

<https://corona.go.jp/proposal/>

Q56 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。

A 保健所が特定した濃厚接触者のうち、行政検査の結果が陰性であり、試験当日も発熱・咳等の症状がないことや別室受験等の要件を満たす場合には、各大学の判断で受験を認めることが可能です。

Q57 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。

A 共通テストについては、受験を認める際の要件すべてを満たせば、必ず受験を認めることとなりますが、各大学の個別学力検査においては、追試験等の代替措置も含めて受験機会が確保されるよう対応してください。

Q58 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。

A 本人からの申告を基にご判断ください。その際、以下の例のような項目について、受験生が自署した書面をFAX・メール等で提出させることが考えられます。また、口頭により確認した事項は、記録しておくことが適切と考えます。

(受験生から報告を求める例)

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・保健所によるPCR検査の結果(一般のクリニック等での検査では受験要件を満たさないこと。)

Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A 自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

Q60 昼食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていけば「時間を限定して設定」したことになるのか。

A ガイドラインにおいて昼食時間を限定して設定することとした趣旨は、感染リスクが高くなる飲食の時間を可能な限り限定することで感染リスクの低減を図るためですので、この趣旨を踏まえた昼食時間の設定をお願いします。

Q61 昼食以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とするべきか。

A 感染拡大防止のため、控室での飲食については、水分補給やのど飴をなめること等、必要最小限となるような対応が適切と考えます。

Q62 全員一律に検温する必要はないとのことだが、当日の朝に検温をし忘れた受験生に対して、検温できるスペースを設けることは可能か。

A 受験生から検温を希望する申出があった場合には、休養室等に案内し、対応してください。

3. 関係

Q63 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、

退院直後であっても受験を認めることは可能か。

- A 医療機関を退院した者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 22 条の「病原体を保有していないこと」に該当する者になりますので、受験を認めてください。

Q64 ガイドライン3. ③に新型コロナワクチンの接種を受験要件としないことと明記されているが、同ガイドラインの3. ⑦では、受験生に予防接種を受けておくことが望ましいと明記されており、矛盾しているのではないか。

- A ガイドラインの対象疾患は新型コロナウイルス感染症ですので、ガイドラインの3. ⑦(2. (1)⑭)においても同じ。)の「他の疾患の罹患等のリスクを減らすため」とは、新型コロナウイルス感染症以外を指していることになります。

Q65 新型コロナウイルスのワクチン接種の有無を受験要件にはしないということであるが、大学の判断で接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。

- A 適切ではないと考えます。ワクチン接種を受けるかどうかは本人の意思や様々な事情等にも左右されるものであり、また、感染症ガイドラインは、専門医の監修のもと、それに則り対応すれば試験場での感染は防止できるという内容で構成されているものですので、これに基づき対策を徹底してもらうことが重要です。

Q66 新型コロナウイルスに罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を受験要件にすることはできないが、任意にそうした情報を受験生から提出してもらうことは可能か。

- A そうした情報を受験生に提出してもらうことについて、合理的に説明できる理由があれば可能だと考えます。その場合でも、提供を要請する趣旨を受験生に説明した上で、証明がないことやワクチンを接種していないことを理由に当該受験生を不利益に取り扱うことがないことを受験生に明示してください。

Q67 3. ⑤に「37. 5度以上の熱がある場合は受験を取り止め」と記載があるが、平熱が高い受験者や、緊張等により37. 5度以上の熱が出る受験者がいることが想定される。

この場合に37.5度という基準をどのように取り扱えばよいか。

- A 3. ⑤はあくまで受験生に対する要請であり、一つの目安として示しているものですが、3. ④のとおり発熱・咳等の症状のある場合は、基本的には受験を取り止め、追試験等の受験を検討することとしていますので、各大学においては追試験等の受験機会の確保に遺漏のないようお願いいたします。

Q68 何のために受験生に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の導入を推奨するのか。

- A 受験生が自らのケアを迅速に行うことができるものであり、受験前の健康管理の一貫として推奨するものです。なお、通知を受けたことで直ちに濃厚接触者と特定される訳ではありませんので、受験生から相談があった場合には、保健所等の指示に従い、適切な対応を取るようご説明ください。

Q69 COCOAをダウンロードしている受験生が受験時に感染していた場合や濃厚接触者だった場合には、何らかの情報が大学にも連絡されるのか。

- A COCOAはダウンロードした者が感染症陽性者と接触した可能性がある場合に本人のみに通知されるものであり、大学を含めて本人以外に情報は提供されないことから、受験時には、感染していたり、濃厚接触者であることは本人の申告によることとなります。

なお、ガイドライン2(3)③の通り、試験終了後に、感染が判明した者がいた場合には、保健所等の行政機関からの要請があれば、必要な調査に協力することが必要です。